

The Kansai University Bulletin

Osaka, March 15th, 1927 - No. 48

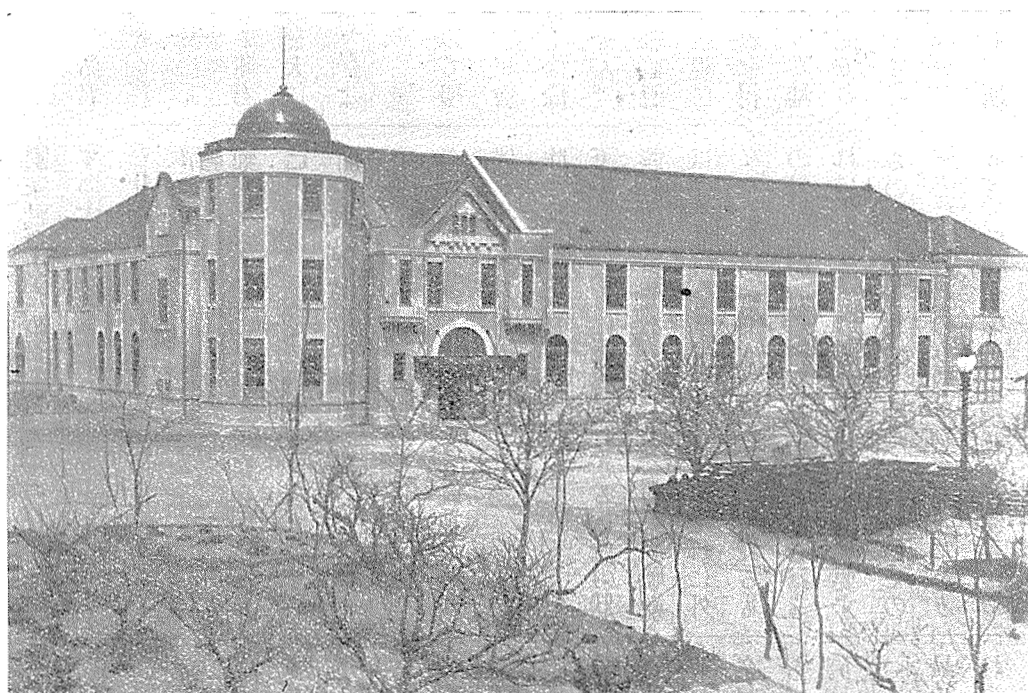
子里山學報

行發日五十月四

號八十四第

年二和昭

Administration Building just completed



館本學本るせ工竣

阪大

堀佐土話電
番〇七五五・九四〇一

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

任重而道遠

(昭和二年度卒業式辭稿錄)

關西大學學長 松本 丞治
法學博士

關西大學學部第三回、専門部第三十九回並に附屬關西甲種商業學校第十二回附屬關西大學第二商業學校第二回卒業證書授與式を舉行するに當り、先づ來賓各位に對し御挨拶申し上げます。今日は恰も祭日と續いた日曜日に當り、又生憎雨天中であるに拘らず、特に御繰合せ御來臨を辱なくしましたことは本學の光榮として感佩に堪えないところであります。而してこの機會に申し上げて置きたいことは、本學は昨年來千里山學舎に八百餘坪の本館を建築中で略竣工に垂として居ります。又この福島學舎移轉のため、天神橋筋新京阪停車場附近に二千三百坪程の敷地を求め、近くこれに専門部の校舎を新築する豫定であります。従つてこの古き且つ狭き學舎に於て卒業式を舉行することは本年を以て終とすることと思ひます。かくの如く本學が幸に發展しつつあるのは、一に各位の御後援に依るこ

と考へ、これに對して深く感謝すると同時に、將來一層の御助力を願ふ次第であります。

次に卒業生諸君に對しましては、諸君の多年螢雪の功成つて今日卒業せられたことにつき滿腔祝賀の意を表します。而して今日學門を出でらるる諸君に饒するには、例年と同じく志を大にせよといふ辭を以てしたいと思ひます。

諸君は今日大なる喜と希望とを以て學門を出でられるのでありますが、社會に於て諸君を待つものは、恐らくは餘り愉快なことばかりではありません。多數の諸君はこれより所謂就職難に遭遇せられることと思ひます。幸に現に職を持つて居られ、又は新にこれを得られても、諸君の満足されるやうな地位を得られることは先づ以て不能であります。人生の如くなるといふことは實に十に一もありません。これから諸君は種種の世路の艱險を経験し、所謂現實曝露の悲哀を満喫せられることと思ひます。この場合に於て大なる志を抱いて居らぬものは、或は意氣阻喪、

或は自暴自棄、終に社會の劣敗者となつてしまふのであります。これに反し國家社會のため又世界人類のために盡すの大志を抱き、人格の向上、正義の奉仕のために努力する者は世俗的の所謂成功、物質的待遇の如何に顧着せず、如何なる境遇に在つても自ら顧みて自己の努力に満足し得るのであります。而してかくの如き努力を爲し、自彊息まざるものは必ずや世人に依つて認められ、各その天分に應ずる成功の域に達し得るのであります。

昨年の卒業式日に述べました通り、目の我國は實に容易ならざる危急の狀態に在るのであります。所謂就職難は即ち我國經濟難の一つの表はれに外ならぬものであります。我國民たるものは非常の覺悟を以て奮闘努力し、これに依つてこの國難を救ふことを要するのであります。同時に各人はその努力に依つてのみ救はれ得るのであります。論語中の曾子の語に、士不可以不弘毅、任重而道遠、仁以爲己任、不亦重乎、死而後已、不亦遠乎とあるのは、私の所謂志を大にせよといふと同

一趣旨に歸着するものと思ひます。同じ論語中の孔子の語に、古之學者爲己、今之學者爲人とあります。これは學問の意義を道破せる名言でありまして、學問の目的は徳を修めて自己の人格の向上を計るに在つて、人に知られ、世に用ひられるためであつてはなりません。而も人格の向上、正義の奉仕に努力する者が終局には人に知られ世に用ひらるべきことは只今述べた通りであります。

諸君は多年本學に於て學問を爲されたのでありますから、學問の眞意義は充分御諒解のことであらうと思ひます。學問は終生の事業であつて、決して學校だけで終るものではありません。何卒向後志を大にして世路の艱險に打克ち、最終の成功を遂げられたいのであります。この辭を以て諸君に饒したいと思ひます。最後に大學豫科を終了して學部に進まれる諸君に對しましては、準備の課程を卒へて専門の研究に移られたことを祝し、且つ一層學問の研究に勉められんことを希望するのであります。

目次

- 挿繪——竣成せる大學本館(表紙)——昭和二年度卒業式——本館階上——本館階下——昭和二年度校友總會宴會場の一部——第三回千里山學士會總會記
- 念攝影——本年度法文學部卒業生——同經濟學部經濟學科卒業生——同商業學科卒業生——同專門部法律學科卒業生——同經濟學科卒業生——同商業學科卒業生——同文學科卒業生——榎木浩藏氏の近照
- 任重而道遠——關西大學學長 松本 蒸 治 法學博士
- 關稅及び關稅同盟小史——關西大學講師 野村 次夫
- 學内報——卒業並修了式舉行——本學本館の竣成——入學試驗施行——教員新任——教授村上喜貞氏の渡歐——教授宮島綱男氏アメリカ統計學會正會員に推薦せらる
- 校友彙報
- 校友の面影——榎木浩藏氏
- 學生彙報
- 雜 錄——計理士法制定に就て
- 新刊紹介

關稅及び關稅同盟小史

關西大學講師 野村 次夫

本稿は現代に於ける關稅の觀念を明かにすることを目的とせる拙文の一部であつて、内地關稅より國境關稅への發展、更に關稅同盟への發展傾向を歴史的に述べるもので、その他の點に就ては他日稿を改めて論ずる積りである。

(一)

關稅は今日の意味に於ては貨物が一國國境を通過する事實を原因として其國家が課徵する處の租稅であつて其目的は主として其國產業の保護に存する。然しながら斯の如き意味に於ける關稅設定に基く關稅制度が確立するに至る迄には相當長い年月を経過せねばならなかつた。關稅は嘗ては租稅の性質を有するに云ふよりは寧ろ手數料の性質を有して居る時代があり、又一國の政治的領域の境界に於て課徵せられずして國內の各所に於て課徵せられた時代があり、又其目的は内地產業の保護を目的とせずして専ら君主又は政府の一財源たりし時代もあつた、又今日に於ては關稅即ち輸入税なりと人の信するが如く關稅は一國に貨物の輸入せらるる事實を原因として課徵せらるるが嘗ては能く貨物の輸入の場合のみならず其の輸出の場合に於ても又其の通過の場合に於ても課徵せられたものである、斯の如く關稅觀念が手數料より租稅に、内地關稅より國境關稅に、財政關稅より產業保護關稅に、將又輸出入並通過稅對立主義より輸入税單一主義に推移して來た史的過程を考察することに依りて我々は現時に於ける關稅の意味を明瞭にすることが出来ると同時に將來に於

ける關稅の發展傾向をも亦ほ推知し得ると思ふ。而して此等各様の推移は之を一體として只歴史的潮流の儘に觀察することが合理的であると思ふけれど(例へば内地關稅と財政關稅とは大體に於て同時代で國境關稅と產業保護關稅とは又大體に於て同時代である、換言すれば國境關稅が成立したればこそ關稅が内地產業保護に利用せられ得るに至つた云ふが如く)説明の便宜上私は以上の各態様に分けて之を記述することにす、又私は對外商業政策の手段としての關稅を説明することに以て本稿の主要目的と爲すが故に財政政策の手段としての關稅、例へば關稅が手數料より租稅の性質に推移したと云ふが如き事實に關する説明は私の右の目的に沿ふ範圍内に於てのみ論及するに過ぎない積りである。

(二)

先第一に私は關稅が内地關稅より國境關稅に推移した經過を述べる、此の問題は即ち國家の政治的領域と關稅區域との關係の問題であつて大體の傾向は關稅區域が政治的領域の圈内に先づ發生し之が政治的領域と合致することに依りて所謂國境關稅が成立し更に所謂關稅同盟の成立に依つて關稅區域が遠く政治的領域の外に及ばんとして居るのが現状であらうが、之が歸結は要するに從來の如き一民族一國家と云ふが如き民族を基礎として國家が離合するか或は經濟的共通利益を基礎として集散するかに依りて自ら趣く處を異にするであらうが、經濟的共通利益を基礎として成立する關稅同盟は世界戦後の大問題たる各國關稅障壁の撤廢論と其の趣旨に於て前者の不能なるを認むるけれども其の結果に於て同一傾

向にあるものと謂ふべく、然かも私は斯る過程を通じてのみ所謂商品とは空氣、水の如く自由國境を通過すべしと云ふ理想に到達し得るものではないかと考へる、國際經濟會議に於て各國關稅障壁の撤廢を議することは軍備縮少を議するの同一の意味に於て國際平和の爲誠に結構なことではあるが眞の軍備縮少乃至撤廢が戰爭原因の消滅を前提要件とする如く眞の關稅障壁の撤廢は經濟的利益的平均を前提要件とせざれば出来ぬものではないかと考へる、即ち經濟的共通利益を基礎として數國家を抱含した關稅同盟が成立すれば其成立の影響に依り斯る數國家は益經濟的利益的を等うする傾向に進むべく、斯くて或時に至らば他の同種の關稅同盟と合併するの機運に進みはしないか、氣長い話かも知れぬが國際經濟會議に於ける人爲的方策よりも自然的である點に於てより奏功の可能性を認める、さて結論的の事柄を夫夫述べたがこれから本論に入る。關稅は元來其の課徵の方法が他の内國諸稅に比し簡便であるが爲其の起源は他の諸稅に比して遠く昔に溯るこゝが出来ると謂はれて居る、嘗つて關稅の發生は商業政策上の手段として漸く近世國家の成立後であらうけれども其前既に久しき年月に亘つて財政政策上の手段として且つ内地稅として存在して居ることは事實であらう、即ち當時の關稅は一國內の諸所に散在する港灣城門橋梁等貨物の集散地に於て其處を通過する貨物に課徵したもので其の收入は其國の交通改善其取締等に要する經費に向けられたものであると云ふから一種の交通手數料の性質を備へるものである、然るに其後次第に大の道路其他設備使用

の對價として課徴せらるる云ふが如き反對給付なき場合にも課徴せらるる云ふ風に進んで漸次租税の性質を備ふるに至つた、之と同時に從來隨所に課徴せられて居つた斯る内國關稅が一國內の各地方地方の境界に於て課徴せらるるに至つた、而して其の收入は其の境界内の區域の財源となつた、即ち此時代に於ては既に國境ではないが都市其他の區域の境界云ふ意味に於て境界關稅が成立して居る、然るに其後追追近世の國家成立への過程と共に斯る境界が擴大して行つたものらしいそれに伴つて所謂國境關稅制度の主張が諸國に漸く起つた、即ち佛蘭西に於ては一四八四年頃に又獨逸に於ては一五二二年頃であつたが勿論未だ實現するに至らなかつた、其後英國に於てオリバー・クロムエルの政策中に此の制度の暗示が與へられ更にコルベール時代の佛蘭西も其の領土の大部分を統一關稅區域となしたが之が完成を見たのは一七九一年に

の經濟的統一もよく完成したことも謂へる、此の獨逸の經濟的並に政治的統一の經路を詳細に述べることは斯る經濟的統一云ふが如き事業が決して人爲の容易に爲し得べき處にあらず、多大の犠牲を拂ひ只徐徐にのみ行ひ得べきであることを實證し得るものと思ふが茲には紙面の都合で省略する。

大體右の如き經路で諸國に漸次國境關稅が施行せられた次第であるが此の國境關稅が確立せらるるに至つて初めて之が商業政策の手段としての利用性を有するに至つたのであり此の商業政策の手段として關稅が近世の世界の通商に與へた影響は實に著しきものであつて本質上は關稅政策が對外商業政策の全部では決して無いに拘らず近世各國の商業政策は之を度外視しては殆んど考ふる事が出來ぬ位である、之商業政策學中に於て關稅政策が重要な地位を占むる所以である。

次に關稅同盟への發展に關し説明する、右の如く國境關稅制度が施かれる其の内地關稅時代に比して經濟發展上等しく便宜多きことが知らるるに至る、即ち境界關稅は其の關稅課を以て劃さるる區域が大なれば大なる程商業政策の手段として價値大なることが明かになるに及ぶや各國は其の政治的領土を超えて他の國と同一關稅區域を組織せんき努むるに至る之れ程度の差はあるが等しく關稅同盟なる名稱の下に呼ばるる次第である、而して此傾向は世界大戰勃發前二三十年間に於て特に著しきものがあつた、關稅同盟には其の同盟國乃至其同盟の目的の異同に依つて大體左の四種類に分けることが出来ると思ふ、第一は

(三)

若干の隣接小國が結合して一の關稅區域を組織する場合であつて其目的は小國が各自孤立して居ては達するこの出來ぬ商業政策上の效果を生ぜしめんとするにある、斯る意味の關稅同盟が組織せらるるには其の合一すべき隣接小國が互に經濟的には勿論財政的にも共通なる利害關係を有せねばならない、之が實例は右に述べる缺陷があつて成立には至らなかつたが計畫だけはあつた、一九〇三年の白耳義和蘭關稅同盟、一九〇四年計畫の北方經濟同盟 (Nordische Verein zum ökonomischen Zusammenarbeiten) 等である、第二の種類の小國が隣接の大國の關稅區域内に合一する場合である、其動機は小國が隣接の大國に對し商業政策上力及ばざるこの並に小國の經濟的利益的爲缺くべからざる大國との交易の妨けられざらんが爲である、之が實例はかのルクセンブルクが獨逸の關稅區域中に入りたるが如き、リヒテンシュタインが奧國關稅區域中に入りたるが如き又モナコが佛蘭西關稅區域中に入りたるが如きであるが伊太利關稅區域中に入りたるが如きである尙實現しなかつた例では一八三〇年代に於ける白耳義の佛蘭西關稅區域への合一運動(之は白耳義の國際的中立の地位が脅かされる云ふので不成功に終つた)、一八九〇年代に於ける佛蘭西の獨逸又は佛蘭西關稅區域への合一運動並一八九九年以來主張せられた和蘭の獨逸關稅區域への合一説等である、右の不成功の原

因は大小兩國の經濟的利益的の不一致詳言すれば小國に於ては大國の關稅區域内に入ることに依りて其の孤立の時代よりも其の製產品に一大販路が開けるので繼續的且廣汎なる利

益が得らるるけれども大國に於ては利益は寧ろ僅少で反つて從來の自國の經濟的利益的を害するこの方が大なる場合が多く従つて兩國利益の一致を見る事が寧ろ稀なるが故である、第三の種類の隣接した二つの大國が合一して一大關稅區域を組織する場合である、此の場合に於ては前數種類の場合よりも兩國の經濟的利益的の不一致乃至は政治的の理由からして一層成功が困難である、之が實例はかの獨逸及奧國間の合同運動でも解る、少しく其の事情を述べるに奧國は一八五〇年代に於て既に獨逸關稅同盟に加入に努めた、之は主として政治的の理由からであつた、次で一八五三年二月十三日プロシヤ奧國間通商條約も亦同一の目的を以て爲されたものであるがプロシヤ側の反對あり頓挫するに至つた、然るに獨逸帝國成立後此の主張が再び叫ばれた、此度は主として經濟的の理由からであつた、特に一八九〇年代に於ける奧國工業家中央聯盟 (Zentralverband der Industriellen Österreichs) 並奧國國民經濟學會 (Gesellschaft österreichischer Volkswirte) の主張は強かつたが此の時には既に兩國の經濟狀態が合一に不便であつたし又兩國關稅の相違も亦之が障害を一層大ならしめた、こんな次第で兩國は世界大戰迄何等功を奏することなく經過したが戰爭の爲兩國が聯合國側から受けた經濟封鎖に端を發し一には又戰後に於ける經濟戰の準備云ふ理由も手傳つて所謂中歐關稅同盟論が再燃した、獨逸側の主張者としてはナウマン (Nauman) ウォルフ (Dr. Julius Wolf) あり奧國側の主張者としてはイルレスヘルゲル (Carl Irresberger) ベーネー (Edward

益が得らるるけれども大國に於ては利益は寧ろ僅少で反つて從來の自國の經濟的利益的を害するこの方が大なる場合が多く従つて兩國利益の一致を見る事が寧ろ稀なるが故である、第三の種類の隣接した二つの大國が合一して一大關稅區域を組織する場合である、此の場合に於ては前數種類の場合よりも兩國の經濟的利益的の不一致乃至は政治的の理由からして一層成功が困難である、之が實例はかの獨逸及奧國間の合同運動でも解る、少しく其の事情を述べるに奧國は一八五〇年代に於て既に獨逸關稅同盟に加入に努めた、之は主として政治的の理由からであつた、次で一八五三年二月十三日プロシヤ奧國間通商條約も亦同一の目的を以て爲されたものであるがプロシヤ側の反對あり頓挫するに至つた、然るに獨逸帝國成立後此の主張が再び叫ばれた、此度は主として經濟的の理由からであつた、特に一八九〇年代に於ける奧國工業家中央聯盟 (Zentralverband der Industriellen Österreichs) 並奧國國民經濟學會 (Gesellschaft österreichischer Volkswirte) の主張は強かつたが此の時には既に兩國の經濟狀態が合一に不便であつたし又兩國關稅の相違も亦之が障害を一層大ならしめた、こんな次第で兩國は世界大戰迄何等功を奏することなく經過したが戰爭の爲兩國が聯合國側から受けた經濟封鎖に端を發し一には又戰後に於ける經濟戰の準備云ふ理由も手傳つて所謂中歐關稅同盟論が再燃した、獨逸側の主張者としてはナウマン (Nauman) ウォルフ (Dr. Julius Wolf) あり奧國側の主張者としてはイルレスヘルゲル (Carl Irresberger) ベーネー (Edward

(Pact)あり、其の主張する處も區區であつて例へば地域に就ても獨逸二國の同盟にて足るゝするものあり更に巴爾幹、瑞西、スカンヂナヴィアを加へ更に又佛伊、土耳其を加ふべしとの論もあつて次に説明する第四種類へ入るべき實例になる場合もあつた、又其目的に就ても經濟上の目的を達するを以て足れりとする者にては關稅同盟より貨幣並交通同盟に迄及ぶべしとする者あり更に政治上の目的をも加ふるゝする者も國防並外交同盟より統一の一國家をなすべしとの論も出た位であつた當時の豫想では兩國は勿論第三國たる我國の如きに於ても中央關稅同盟を戰後成立すべしとの説が盛んであつて之に對抗して聯合國側の經濟同盟説も出たのであるが同盟軍の敗北の結果頓挫するに至つた次第である。次に第四種類に屬するは數多の有力な國家が一團になつて共通な統一の關稅率を採用する場合である、此種の關稅同盟にして十九世紀末葉以來盛んに唱道せられたるものに凡そ三つがある、即ち(1)歐羅巴諸國關稅同盟、(2)全米關稅同盟、(3)大英帝國關稅同盟が之である、第一の歐羅巴諸國關稅同盟は其名の示す如く歐羅巴大陸諸國の大部分を包含する關稅同盟組織の計畫で之は一八四〇年代既に佛國學者に依り次で又一八五〇年代伊太利學者に依り主張せられ前述の中歐關稅同盟論も亦此の流を汲むものであるが共に又大英帝國關稅同盟、全米關稅同盟の計畫に刺激せられ再燃するに至つた、即ち佛人モリナリは一八七八年に、又匈國代議士パウスネルは一八七九年に當時の獨逸宰相ビスマルクへ斯る計畫を建築したが孰れも效を奏するに至らなかつた、更に一

八八六年エル・ホン・カウフマンも當時の獨逸、奧國、佛蘭西、白耳義、和蘭及瑞西の六ヶ國から成る關稅同盟を組織し同區域内に共通な關稅率を施行し出來得る限りの交易の自由を計らんことを主張した、又斯る思想は一九〇三年二月十日に於ける獨逸租稅及經濟改革者聯盟(Die deutsche Vereinigung der Steuer-u. Wirtschaftsreformer)の決議になつても表はるる等各方面の希望は盛んなものであつたが遂に世界大戰前成立に至らなかつた而して之が不成功の原因は前述中歐關稅同盟不成立の原因とほほ同様で只此の方は國が多いただけに一層複雑した事情があつたことと思ふが要するに各國の經濟上、租稅上乃至政治上の状態の差異、政治的乃至經濟的關係に於て各國が自主權を發揮せんことを、乃至國民的情操の相違等であつた、次に全米關稅同盟であるが之は元來かの一八二三年に宣言せられたモンロー主義を經濟生活にも適用せんことをものであつて一八八五年以來米國全土に於て論争を見たものである、其後一八八九年十月二日ワシントンに於ける第一回汎米會議、一九〇一年十月二十一日メキシコに於ける第二回汎米會議、次で一九〇六年七月二十三日リオデジャネロに於ける第三回汎米會議に於ても常に論争が絶えなかつたが到底成立の見込が立たなかつた。之が原因は勿論種族の相違、南米諸國の敵對狀態にも因るであらうが重要な原因は合衆國中米及南米の經濟的利益の相違換言すれば中米及南米諸國が合衆國關稅同盟を組織するときは此等諸國の工業發展が阻害せらるべしと考へられたが爲である。次には大英帝國關稅同盟である之

は英本國と英領植民地とを合して一大關稅同盟を組織せんとの計畫である、母國と植民地だけで同盟を組織するに云ふ點に於て前二者の同盟と少しく趣を異にするから嚴格に謂へば之を關稅同盟形式の第五種と認めてもよい此の同盟は今日に至るも未だ實現せぬし近き將來も見込がないであらうが傾向としては此の方向へ進んで居るのだから少しく由來を説明する。元來英本國と植民地との間には夙に特惠關稅の様なものがあつて相互的に外國には與へざる恩恵を與へて居つた然るに英本國が一朝自由貿易主義を採用するに際して此の制度を廢し其れに代るに一八四九年に加奈陀に又一八五四年には其他の自治植民地に所謂關稅自主權を附與した、茲に於て各植民地は此の自主權に基き勝手に關稅率を設けた次第であるが之は孰れも内地產業保護的色彩を有した然かも此の稅率は母國たる英本國よりの輸入品に對しても適用せられた結果母國植民地間の關係は外國と同様になつた、然るに其後英本國への輸入品に付植民地と他の外國と競争するに至るや各植民地は自國輸入品を外國輸入品よりも有利に輸入すべき方策を講ぜんとした、斯る氣運に際し開かれた第一回植民地會議に於て之が方法として外國輸入品に對しては一件に従價二分の關稅附加稅を課し之が收入は國防費に當つべしとの議が出た、而して此の意見は當時偶植民地との通商關係を密接ならしむる理由の下に保護的色彩に英國關稅率を改革せんを主張して居た保護貿易論者の希望と合致した。次で一八九四年加奈陀及濠洲が中心となつてオッタワに開かれた第二回植民地會議に於ても此の特惠關稅

問題が再燃した、特に加奈陀は此の運動の主張者となり之に反對の意を表せる白耳義及獨逸との通商條約を廢棄すべしと迄主張した。然るに次で一八九五年かのチエンバーレンが植民大臣に任命せらるるや彼は斯る特惠關稅制度を以て十分ならずと茲に初めて英本國と植民地とが一團となり統一の關稅率を採用し外國にあたるべしとして關稅同盟を主張し且つ右の統一の關稅率は各植民地の經濟狀態に鑑み相當保護的色彩を加ふべしと爲した、此の後者の意見は更に大英帝國關稅政策の一大轉換を暗示せるものであつたが、此の同盟が當時實現して居つたならば大英帝國將來の經濟的從つて又政治的結合の爲には或は今日以上に好都合であつたかも知れぬが植民地側は從前の英本國に對する保護關稅率を此際全然放棄することは其利益に非ざるの理由の下に之に反對し依然として特惠關稅主義を保持した英本國實際論者も亦之に賛成して遂にチエンバーレンの志は效を奏するに至らず其後世界大戰に至るまではたいした進捗を見るに至らなかつた、然しチエンバーレンの暗示した保護貿易主義への轉換に就ては當時多數識者の賛成もあり人をして傳統的自由貿易の終末と近づきたるに非ざるの感を抱かしめた然るに世界大戰の勃發に因り英國は戰時財政の急に備ふる爲戰前即自由貿易時代に於ける唯一の關稅たる財政關稅を各品目に互り増率した、次に一九一五年九月には二は同一の目的の下に新たに例の從價三割三分三厘の一の從價稅を設けた、之も財政關稅であるが次で一九二一年三月所謂產業保護法を制定し英國

(第一九頁へ續く)

學 內 報

卒業並修了式舉行

本學學部第三回、專門部第三十九回、附屬關西甲種商業學校第十二回、同關西大學第二商業學校第二回各卒業式並に大學豫科修了式を去月二十日午前十時から本學福島學舎講堂に於て舉行した。

定刻本學教職員、校友その他の關係者は言ふまでもなく、朝野貴紳多數の参列裡に開式、先づ松本學長の手から卒業證書、修了證書並に各種の賞品が授與せられ、更に同學長の式辭(第二頁参照)、岡田文部大臣、中川大阪府知事、關校友總代等の各祝辭、八澤學部在學生總代、西川專門部在學生總代、渡邊關西甲種商業學校在學生總代、柴田關西大學第二商業學校在學生總代の各送別の辭、桑原學部卒業生總代、川見專門部卒業生總代、森關西甲種商業學校卒業生總代、矢谷關西大學第二商業學校卒業生總代等の各答辭等があつて盛大裡に閉式した。因に祝辭の主なるものを左に摘録する。

文部大臣祝辭

本日關西大學學部第三回、專門部第三十九回、甲種商業學校第十二回、第二商業學校第二回卒業證書授與式舉行に當り、一言を述ぶるは余の本懐とするところなり。
卒業生諸子、諸子は今や正に各所定の學科を卒へその専門の學術を擧げてこれを實地に應用せんす。諸子は固より忠良の臣民として能く國家に對する責任の重大なるも

のあるを知る。今や學園を出づるも雖も恒に操守を渝へず以て當世に處せんこゝ、これ諸子の信條ならざるべからず。望むらくは諸子或は實務に當るこ或は攻學に従ふを問はず、恒に本學教養の趣旨を體して學行並に進み、國民の典型を爲りて力を國家に致さんこゝを。

昭和二年三月二十日

文部大臣 岡田良平

昭和二年卒業式



大阪府知事祝辭

茲に關西大學學部第三回、專門部第三十九回、附屬關西甲種商業學校第十二回、關西大學第二商業學校第二回卒業證書授與式を舉行せらるるに當り一言所懐を陳ぶるは予

の欣幸とするところなり。

惟ふに方今列強競うて力を學術の研鑽に人文の開發に致し新興の機運方に鬱勃たるものあり、この間に處して外世界の大經に依り聯盟平和の實を擧げ内重厚賢實の氣風を作興して國力の充實を圖り以て國運の伸張を期せざるべからず。この秋に方り諸子雪の功空しからず今や本學各部の課程を卒へ各その志すこゝに向はんこゝす、諸子の前途や誠に多望なるに俱にその責任も亦大なりと謂ふべし。冀くば諸子今後益履修せし學術技能を社會に應用し、文化の促進國運の發展に寄與するに同時に、常に知徳の修養に力め著實穩健なる人格を玉成し、以て國家綱常を扶持するの覺悟あらんこゝを聊か蕪辭を陳べて祝辭とす。

昭和二年三月二十日

大阪府知事 中川望

校友總代祝辭

本日關西大學學部第三回並に專門部第三十九回卒業式が舉行せらるるに當り、校友總代の名に於て衷心慶祝の意を表し同時に一言希望を具したいと思ふ。
諸君は今成業の榮光の下に實社會に出でて多年研鑽の効果をそれぞれ志す方面に顯揚せんしつある次第であるが、その如何なる方面に驥足を延ばすにせよ、諸君が本學との關係が常に極めて密接であるといふことは所謂大學人としての諸君の共通の特質でなければならぬ。即ち母校の聲譽は常に世人の諸君に對する評價の上に反映し諸君の行動は通じて以て母校の眞價を判斷するの材料を世人に供與するものである。

この意味に於て私共は特に多くを諸君に期待せざるを得ない。願はくば自重勉勵以て益本學をして名あらしめんこゝを、蓋しかくするこゝは大學人としての諸君の當然の責務であるは勿論又諸君が國民として社會人として更に同時に個人としてその完きを得る所以であるを信するを以てである。

昭和二年三月二十日

關西大學校友總代 關 豐馬

因に卒業及び修了者數並に成績優良その他の理由に依る受賞者數は左の通りである。

卒業並に修了者數

法文學部法律學科卒業者	三六名
經濟學部經濟學科卒業者	三六名
同 商業學科卒業者	一五名
專門部法律學科卒業者	一八〇名
同 經濟學科卒業者	七〇名
同 商業學科卒業者	九四名
關西甲種商業學校卒業者	一三七名
關西大學第二商業學校卒業者	一四七名
大學豫科修了者	一二三名
受賞者氏名	
卒業成績優良に依る賞牌受領者	
法文學部法律學科	田端準雄
經濟學部經濟學科	桑原敦次郎
同 商業學科	久保英一
專門部法律學科	川見清澄
同 經濟學科	瀬戸健助
同 商業學科	神原順吉
同 文學科	加賀田慶治
同山本獎學基金に依る受賞者	
法文學部法律學科	田端準雄
同	西田櫛治

[illegible]

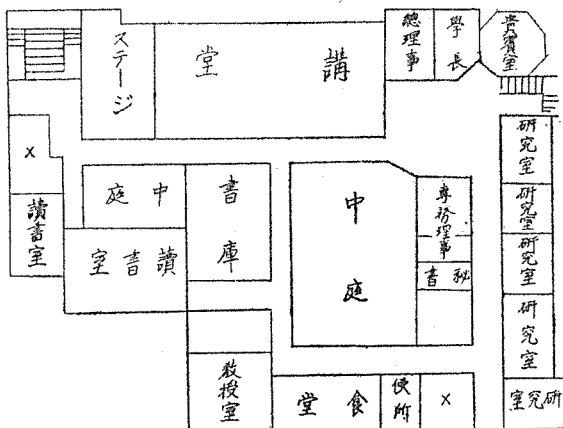
在校中精勤に依る受賞者

關西甲種商業學校

關西大學第二商業學校

木村三郎外六名
小寺辰三外一名

本館階上



本學年間精勤に依る受賞者

關西甲種商業學校 清光

關西大學第二商業學校

大阪商工中心會受賞者

關西甲種商業學校

關西大學第二商業學校

本學本館の竣成

昨年七月住友家から寄贈を受けるや直ちに着手せる本學本館の移築工事がその後着着進捗しつつあつたことは屢報の通りであるが、全工程約九箇月にして去月下旬愈その竣成を見るに至つた。同館は木造二階建延約一千坪の

建物にて、移築竝に改築に要したる工費約拾

五萬圓、事務總本部、學長室、理事室、會議

室、貴賓室、教授室、研究室、參考室、講堂、

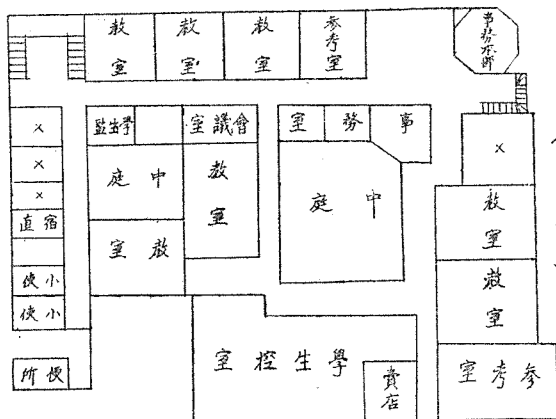
學部教室等としてこの新學年より使用に當て

るここになつた。

尙ほ右の中講堂には特にステージを設け、音樂會その他文藝上の實演に便ならしめることとしたが、該ステージのさがり壁には彫刻家大國貞藤氏の勞作を掲ぐる筈で、その彫刻は古典的の船にして一は浪速の地に因み、他は學生が卒業後時代の大勢に乗つて世界の各方面に活動するの意味を含ましたものである。

本館階下

八印八藤錦室



る。因に右竣成を機さし去月二十四日正午市内の主要新聞社員諸氏を招じ、同館内部を紹介して批評を請ふた。

入學試驗施行

本學年度入學試験を左の通り施行した。

大學豫科

本月七日より同九日まで千里山學舎に於て施行、學科試驗科目は英文和譯、英語書取、和文英譯、日本作文、代數又は商業算術（商業學校卒業者に限り）であつたが、問題の主なるものは次號に掲載する豫定である。因に入學志願者數約八百名、内三百五十名に入學を許可した。

專
門
部

本月二日(學科)及び十一日(口述)の兩日に亘り福島學舎に於て施行、約一千三百名の志願者中約七百名に入學を許可した。

教員 囑任

今回左記諸氏を本學教員に囑任した。

大學豫科講師

漢文

地
理

專門部講師

國文學

保 險

地理及商品

關西

最近新聞事業

の功興三三半

斗室為不

一、義士の

言十

一陽西

ここになつた。(第一四頁挿入會則參照)

校友彙報

校友會春季大會

去る三月二十日學部第三回專門部第三十九回卒業式終了後、午後五時から新卒業校友歡迎の意を兼ねて本學校友會本年度春季大會が市内中之島中央公會堂に於て開催せられた。出席者は學長、事務理事を始め新舊校友約百名、初め筑前琵琶、手品等の餘興に打興じ後一同食卓についた。デザート・コースに入つてから松本學長は立つて一場の挨拶を試み大學の近狀に就いて報告するところあり、本年度の校友會常議員を指名して満場の拍手裡に着席した。尚出席者各自歡談を交へ午後八時盛會裡に散會した。

當日決定した新常議員は次の通りである。

原田鹿太郎(明四三法・講師)、沖中恒幸(教授)、金井正夫(講師)、吉田音松(明三三五法)、吉長正好(推)、竹井小野右衛門(明四三法)、武森武市(明三七法)、内藤正剛(明三七法)、佐々穆(教授)、關豐馬(明四四法・講師)、以上諸氏(イロハ順)

千里山學士會第三回總會

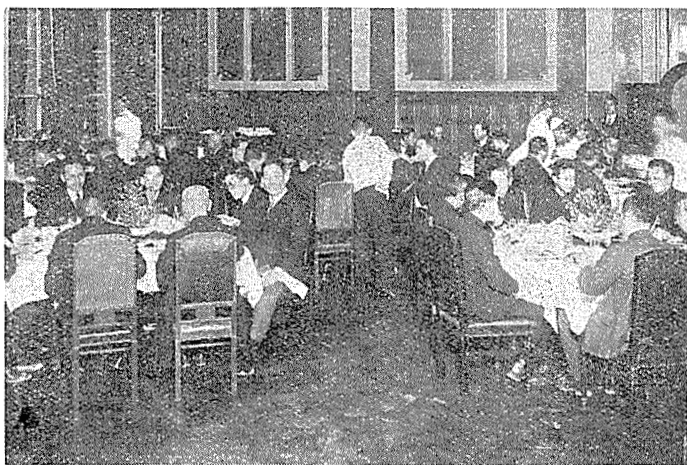
千里山學士會第三回總會は去る三月二十日卒業式後午後一時より大阪ビルディング第八階食堂に於て開催せられた。當日は新卒業會員を始め多數會合し、定刻山崎委員開會を宣し、神保委員議長席につき岡田委員の會務の報告會長の挨拶並びに新委員の指名あつて、席を改めて懇親宴に移つた。宴酣なるや歡談湧

くが如く宮島副會長の挨拶あり、最後に關西大學學歌を唱和して夕刻閉會した。因に當日指名ありし委員及び同會會則は左の通りである。(同會委員報)

常務委員

岩岸 巖(大一一五) 西島系三郎(大一一四) 岡田利雄(大一一四) 加藤金次郎(大一一四) 田端準雄(昭二) 中村良之助(昭二) 野村滋藏(大一一五) 久保英一(昭二) 山崎敬義(大一一四) 神保敏男(大一一五) 以上諸氏(イロハ順)

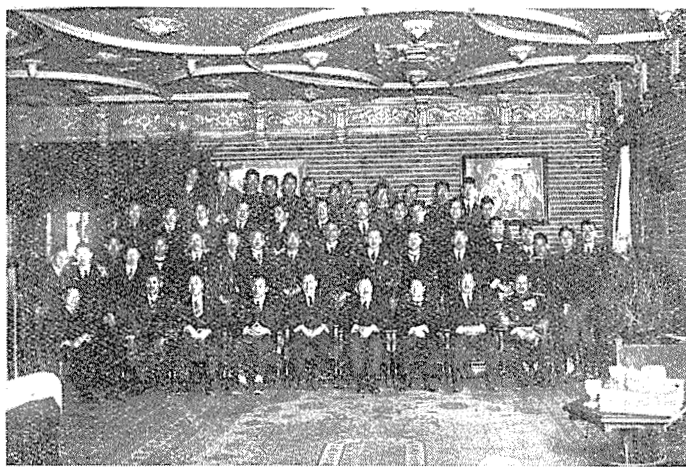
昭和二年度校友總會宴會場の一部



代議委員

川長哲三(昭二) 芳野爲四郎(大一一四) 吉田奎文(大一一四) 中井淳一(大一一四)

永井勝志(昭二) 山口常一(昭二) 山崎峯雄(大一一五) 福西新右衛門(大一一五) 芝本幸三(大一一五) 以上諸氏(イロハ順)



第三回千里山學士會總會記念撮影

千里山學士會會則

第一章 名稱及事務所

第一條 本會ハ千里山學士會ト稱ス

第二條 本會事務所ハ大阪市外千里山關西大學學舍内ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ關西大學ノ發展會員ノ向上進歩並ニ相互ノ親睦ヲ圖ルヲ目的トス

第四條 本會ハ其目的ヲ達セムカ爲メ左ノ事業ヲ行フモノトス

- 一、關西大學及千里山學友會ノ後援ヲ爲スコト
- 一、講演會ヲ開クコト
- 一、機關雜誌ヲ刊行スルコト
- 一、育英ニ關スル事業ヲ爲スコト
- 一、懇親會ヲ開クコト
- 一、其他委員會又ハ總會ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ行フコト

第三章 組織

第五條 本會會員ハ正會員及特別會員ニ分チ正會員ハ關西大學學部卒業者ヨリ、特別會員ハ關西大學教員及教職員ニシテ特ニ本會ノ趣旨ヲ賛シテ入會シタルモノヨリ成ル

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名
- 一、常務委員 十名
- 一、會計委員 三名
- 一、代議委員 若干名
- 委員會ハ代議委員、常務委員、會計委員ヲ以テ成立ス

第七條 會長ニハ關西大學學長ヲ推シ副會長ハ特別會員中ヨリ推薦ス

常務委員ハ正會員中ヨリ會長之ヲ指名シ日常ノ會務ヲ處理スルモノトス

會計委員ハ常務委員中ヨリ之ヲ互選ス

代議委員ハ正會員中ヨリ之ヲ互選シ其任期ヲ一ケ年トス

第四章 總會及決議

第八條 毎年三月ノ定時總會ノ外必要アルトキハ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

總會ニ關スル事務ハ委員會之ヲ行フ

第九條 定時總會ニ於テハ會務報告、會計報告、役員ノ改選ヲナシ重要議案ヲ決議ス

第十條 決議ハ凡テ出席正會員ノ過半數ニ依ル

第五章 會計

第十一條 會計ハ凡テ別ニ定ムル會計規則ニ依ル

第十二條 會計年度ハ毎年三月ノ定時總會日ニ始
マリ次年度ノ定時總會日ニ終ル

第十三條 會員ハ基本金貳圓維持費壹圓ヲ贈出ス
ルコトヲ要ス

但シ新ニ會員タルヘキモノハ豫メ納入スルモノ
トス

第六章 補則

第十四條 本會ハ必要ニ應シ總會ノ決議ニ依リ支
部ヲ設クルコトヲ得

但シ支部ニ關スル細則ハ當該支部會ニ於テ之ヲ
定ム

第十五條 本則ハ正會員總數ノ三分ノ二以上ヲ有
スル定時總會ニ於テ三分ノ二以上ノ多數ヲ得ル
ニアラサレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

附則

本則ハ昭和二年三月二十日ヨリ之ヲ施行ス

千里山學士會會計規則

第一條 本會ノ會計ハ本則ノ定ムル所ニ依
ル

第二條 本則ニ於テ會計トハ收入及支出ヲ總稱ス

第三條 本會ノ收入金ハ信託預金又ハ郵便貯金ニ
付シテ之ヲ保管ス

前項ノ預金又ハ貯金ハ「千里山學士會會計委員
三名」ノ名義ヲ以テ之ヲ爲ス

第四條 前條ノ預金又ハ貯金ハ委員三分ノ二以上
ノ承諾ヲ得且會長ノ承認ヲ得ルニアラサレハ之
ヲ引出スコトヲ得ス

第五條 本會ノ支出ヲ分チテ經常支出及特別支出
トス、經常支出ハ維持費及其利息ヨリ之ヲ爲シ

特別支出ハ基本金ヨリ之ヲ爲ス

基本金利息ハ當分ノ内之ヲ積立ツルモノトス

懇親會費ハ經常支出ニ準ス

第六條 經常支出ハ委員總數ノ三分ノ二以上ノ承
認ヲ以テ之ヲ決シ特別支出ハ正會員總數ノ三分
ノ二以上ヲ有スル定時總會ニ於テ三分ノ二以上

ノ多數ヲ得ルニアラサレハ議決スルコトヲ得ス
第七條 千里山學士會會則第十三條但書ニ依リ徵
收シタル維持費及基本金ハ當該被徵收者卒業ス
ルニ至ル迄ハ前條ノ規定ニ依ルモ之ヲ支出スル



本年度法文學部法律學科卒業生

コトヲ得ス

第八條 會計委員ハ左ノ帳簿及收入支出ニ關スル
書類ヲ本會事務所ニ備ヘ收入及支出ヲ明ニスヘ
シ

一、基本金及維持費原簿

一、基本金及維持費ニ關スル記錄簿

一、基本金及維持費收入原簿簿

一、承認事項ヲ證スル書面綴

第九條 會計委員ハ收支決算書ヲ作成シ委員會ノ
承認ヲ經テ定時總會ニ於テ會計報告ヲナスコト
ヲ要ス

第十條 千里山學士會會則第十五條ハ本則ニ之ヲ
準用ス

附則

本則ハ昭和二年三月二十日ヨリ之ヲ施行ス

校友動靜

板橋菊松氏(推) 先般立教大學商
業部教授に任ぜられた。

清水公平氏(大一商) 從來プラトン社
に勤務中であつたが去る二月中旬より改造

本年度經濟學部經濟學科卒業生



署長に榮轉された。

小林義一氏(大一四專商) 篠山歩兵第七十

聯隊第十一中隊に入營中なりしが本月見習
士官として滿期除隊。

吉藤浩平氏(明四三法) 昨年末明治漁業

株式會社事務取締役に就任されたが辯護士
事務は依然繼續さる由。

本年度卒業新校友住所録

法文學部法律學科

伊藤又治 泉北郡田尻村吉見八七〇

池本彌太郎 東淀川區西ノ町四八栗田方

石岡勇四郎 三島郡吹田町八六五

畑威夫 天王寺區生野町二武野方

原田爲一 南河内郡天野村小山田

林清一 北區堂島中一丁目四一

林太郎 北區常安町二五

西田檜治 西成區海邊町六七九

張應善 朝鮮全羅南道濟州新石面涯月里一
五二四

大石良一 兵庫縣尼ヶ崎市竹谷新田一一七

大野矩雄 西成區東上秋町六八八八奈良長
治郎方

奥谷伊作 中河内郡堅下村大字法善寺

脇房助 廣島縣重兵第五大隊第二中隊一年
志願兵

片岡孝次 北區神山町六七三村豐方

片川大二 三島郡吹田町大字山崎堀川方

金谷勇 北區旅籠町一一

金政卯一 港區東田中町八丁目三四

上村靜馬 兵庫縣武庫郡精道村芦屋字平田四
二〇ノ七

陸山正一 西淀川區姫島町辻開一ノ五五一

田端準雄 北區東野田町六ノ三五

谷原九三藏 中河内郡大正村字木本四一四

竹割寅之助 東成區中濱町三一五
永井勝志 東區小橋寺町大圓寺內
村井健藏 西成區松原通二ノ四五
山池 浩 東京市外島寺島町一六八伊藤
嘉藏方
山田義雄 住吉區阿倍野町五五
藤原政一 東成區蒲生町四九五藤原和太郎方
札野茂次 港區九條北通二ノ六八二
小堀國太郎 東區本町三ノ六
江里口正行 東淀川區十三西ノ町四四山口藤次
郡方
明石輝夫 東淀川區十三東ノ町五七
齋田耕助 三島郡吹田町宮裏
阪井 親 奈良縣奈良市元林院町六
佐野登喜雄 南區千代町二七
菊川 博 住吉區濱口町二九六
三宅一之 北區瀧川町六四ノ二
久村英夫 神戶市熊野町二ノ二五
經濟學部經濟學科
荻 茂雄 岸和田市南上町一三三ノ六
阪東政一 南區笠屋町四九
西川專三 中河內郡三野鄉村玉井一三五
西村 晃 此花區今開町一ノ一六六橋吉造方
戶張 昇 北區牛丸町四〇
戶川喜夫 神戶市古湊通一丁目六六ノ五
岡村育次郎 中河內郡北高安村大字水越五二六
大塚魯一 東淀川區今里町二五七ノ二五
川西千次郎 三島郡吹田町宇西魚町一〇九三
川道正巳 兵庫縣三原郡廣田村廣田三三一
片山 曉 東區寺山町四九〇
四辻 詮 東淀川區十三南ノ町七四八ノ五
芳原樸一 港區九條北通二丁目二四
田中信治 兵庫縣武庫郡本山村岡本
塚本一三 住吉區平野脊戶町二一六
中村良之助 東成區蒲生町一
中島平吉 港區三軒屋西一丁目七三

桑原敦治郎 三島郡吹田町松ヶ鼻町一〇九四數
榑方
山口常一 北區常安町二九土居剛吉郎方
山下喜代志 北河內郡友呂岐村大字木屋四七
松谷哲藏 住吉區阿倍野町一四四ノ五
牧 忠勝 北區小深町一〇番地
福田義雄 東淀川區十三東之町一一九
藤井鼎藏 天王寺區石ヶ辻二二一白山健三方
藤野楠之助 堺市宿院町東二町二
江本文男 港區八幡屋浮島町二ノ一三五
坂口敏郎 三島郡吹田町二一山本方
本年度經濟學部商業學科卒業生



水戸四期 三島郡千里山千里通四號地吉川隆
睦方
北野爲吉 兵庫縣武庫郡本庄村西青木一七四
ノ二

木下恒雄 南區末吉橋通三丁目一五和田榮太
郡方
三木善夫 港區八幡屋雲井町二ノ一九三三木
茂太方



本年度專門部法律學科卒業生

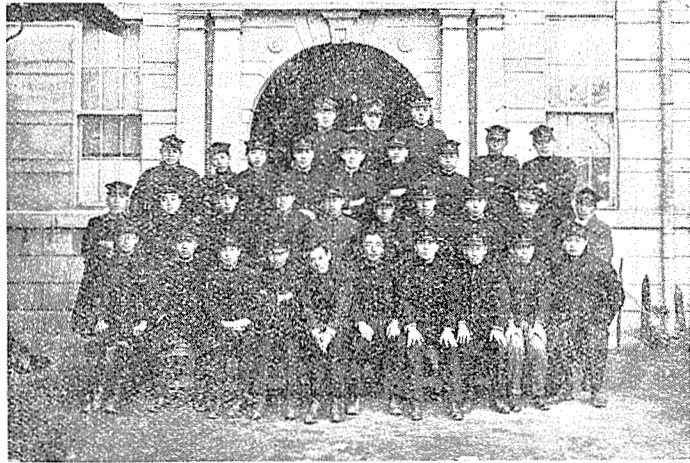
柴田源之助 東區清水谷西之町三六五
澁谷 眞藏 兵庫縣武庫郡精道村茶屋
毛利常治郎 滋賀縣蒲生郡金田村金剛寺
杉崎道雄 神戶市西須磨下樋詰三〇ノ一
鈴田貞之 此花區西島町北港一五五
經濟學部商業學科
井上清武 東區瓦町二丁目四九龜谷伴吉方
石田末夫 東淀川區長柄町內務省淀川看守場
西原新太郎 港區富島町六九
大橋貞一 南區南端屋町四
奥野忠夫 北河內郡水本村大字燈油

川長哲二 東淀川區十三南ノ町一八四七
谷内宗一 湊區元町一丁目七四一
中野勇次郎 住吉區天王寺町二一九一
植田 健 神戶市上筒井通八丁目一七
山下重一 神戶市北野町四丁目
國松左太夫 豐能郡岡岡町通二丁目齋藤留吉方
久保英一 西區幸町通三丁目六
安井幸得 神戶市山本通一丁目八ノ一
小松金重 天王寺區石ヶ辻町七四
五味淵徹 三島郡吹田町榮町二七五中野方
專門部法律學科

岩崎 隆 天王寺區生玉寺町九應寺內
出石熊藏 中河內郡布施町東足代一五九足立
勘藏方
井崎晴夫 東淀川區十三東ノ町一〇一
伊坂俊二 兵庫縣西ノ宮市川尻二六〇〇
和泉盛治 兵庫縣尼ヶ崎市廣小路七七三
伊藤國雄 南區順慶町四丁目加島銀行南支店
石田丑太郎 中河內郡大字石切
井原良包 西區立賣堀南通二丁目二九砂原方
井上專一 堺市香ヶ丘町三三六
井貫八十二 東區豐後町二五山本方
稻繼助次 兵庫縣武庫郡六甲村八幡字大道四三
今井 清 西淀川區海老江町九八三ノ二仙田
元寬方
岩崎 榮 東淀川區十三東之町二八
今關 眞藏 住吉區天王寺町一五〇〇
今關久造 住吉區天王寺町一五〇〇
井上三郎 北區若松町三七管原方
井上 昇 北區芝田町六七龜見元治方
池田留吉 北區舟場町九相原竹太郎方
橋本金次 兵庫縣明石郡山田村
橋本久太郎 西淀川區蒲江町七
速水好雄 港區九條南通二丁目六〇〇
林 勇 神戶市中山手通一丁目二四〇ノ四
一石田三太郎方

畑中一雄 此花區江成町八五ノ一正田龍藏方
長谷川由夫 東成區野江町三丁目野神弘方
畑中 信次 天王寺區眞法院町七三
西田巳之治 豐能郡櫻井谷大字小路一〇
西尾 春吉 東區本町二丁目愛知銀行大阪支店
西村六三郎 此花區龜甲町一ノ七一山田松次郎
方
西野楠太郎 泉北郡東陶器村大字北九八
西口喜一郎 泉北郡國府村大字肥子
朴 德男 朝鮮忠清南道唐津郡灣川面城上里
一〇四五
北條 崇三 天王寺區河堀町八木方
道工隆三 北區堂島船大工町神戶萬太郎方
泊 易 此花區上福島北一丁目五九四方
德田 豐次 南區難波新地六番町
小野家光 兵庫縣尼崎市長巳大道筋若上兵吉
方
大守久志夫 神戶市水通十丁目一〇七新國方
岡本 德 兵庫縣川邊郡小田村杭瀬二七
尾上千秋 住吉區天王寺町明治通第八號府宅
舍
岡本吉一 中河內郡布施町菱屋西一八三ノ二
小川 重太郎 兵庫縣明石郡玉津村吉田
大久保彦一郎 東成區南島町一六四
小川 豐 住吉區天王寺町東高道三〇一七
大塚 重延 天王寺區東高津北ノ町六八
小椋 敏藏 港區市岡町二九三ノ一七
小笠原 生龜 西區阿波堀通四丁目二二
大西 一雄 北區澤上江町五丁目四一
大石 眞之 神戶市兵庫西出町二九三
尾野 拾三 此花區上福島北三丁目一二植田利
三方
大仲 輔二 神戶市熊野町二丁目一八九
大前 久雄 東成區中道町一六
岡野 成美 兵庫縣武庫郡今津町一〇〇〇
大槻 惠 西淀川區大仁一二二津田ヨシ方

岡田 英臣 港區南恩加島町一ノ一西川松太郎
方
大島 守吉 北區絹笠町一一
大場 肇雄 堺市櫛屋町東五丁二ノ一

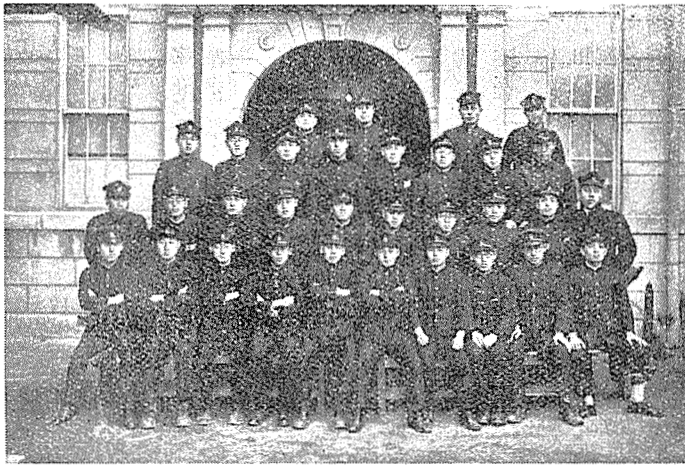


本年度專門部經濟學科卒業生

和田 喜久繁 東區宮林町四片桐千賀平方
片岡 敏夫 神戶市入江通七丁目九九
川見 清澄 豐能郡石橋待兼山
金尾 登竹 神戶市兵庫濱通一丁目三五
荳島 權六 兵庫縣西宮市泉二二一一
影井 武男 西成區粉濱町六八一今岡方
河端 武夫 神戶市荒田町三丁目一〇九ノ五
川井 種雄 豐能郡津村垂水成運寮
川口 清 南河內郡駒ヶ谷村大字飛鳥三九
橫井 義信 西淀川區姬島町新道九八九長尾吉
太郎方

橫田 兼章 泉北郡高石町羽衣七三四
吉川 定 南區鹽町通一丁目八
吉久 夏夫 南河內郡平尾村大字菅生
瀧本 奈良長 天王寺區東平野町五六
多田 寛 此花區上福島北四丁目五〇門田峯
吉方
竹澤 秀夫 北區富田町二六
多田 榮二 天王寺區細工谷町二二
武智 嘉幸 豐能郡豐中村字豐新町一六八
高岡 清四郎 神戶市大日通五丁目六八
伊達 俊一 此花區上福島北一丁目七八高橋佐
藏方

本年度專門部商業學科卒業生



田中 卯三郎 此花區上福島北一丁目三一東洋館
谷村 經賴 北區樋上町六一
辰巳 憲三郎 奈良縣生駒郡本多村大字馬司

建林 芳雄 南區田島町二六
田村 儀三 東淀川區南濱町二八
武並 磊三 此花區上福島北三丁目一一
竹內 國藏 港區三軒屋東二丁目六〇
高村 脩三 天王寺區茶臼山町一〇坪倉方
伊達 弘 港區四條通四丁目五五
高橋 文治郎 西成區粉濱町六四七
堤 武雄 北區大深町大阪改良事務所昭察
第六室
坪谷 義雄 住吉區天王寺町三〇四七內山方
中西 順吉 兵庫縣西宮市千歲町一吉岡達男方
永原 修夫 此花區春日出中通六丁目七前田晴
造方
中山 吉夫 天王寺區北山町三五富田方
中村 忠 西成區田端通三丁目一〇
長夏 百合雄 東區南久太郎町二丁目三九ノ乙株
式會社尾州銀行內
中井 敬二 泉北郡高石町南八一五
村上 正躬 此花區上福島北一丁目東洋館
村井 弘次 東區今橋五丁目二六武田貞之助方
浮田 鏡次 神戶市北野町一丁目五
上田 利一 三島郡吹田町松ヶ鼻町一〇九七
上野 康雄 住吉區天王寺町明治通加島銀行天
王寺寄宿舍內
野村 宗次郎 西淀川區海老江町一三八五
野島 定一 北河內郡山田村大字中宮三二一
觀音寺 喜陸 此花區中江町二〇
黑田 清 住吉區天王寺町三一八九
久我 萬三郎 堺市戎ノ町東五丁目一八
日下部 茂一 浪速區立葉町一二九六辻田方
栗田 豐年 愛知縣豐橋市工兵第三大隊第二中
隊
黑木 茂 西區江戶堀北通三丁目三七黑木勝
一方
八木 信三 西淀川區大和田町六七
山村 保造 神戶市宮本通七丁目一三ノ四七

山下義太 東成區鳴野町一四四
山本三七 東成區林寺町六九
安田伊一 奈良縣添上郡櫻本町大字櫻本三〇九九

山脇廣吉 東成區生野園分町一〇六

山本恭一 北河內郡枚方町字枚方

山本盛雄 東成區中本町三七二

松永一衛 此花區上福島南三ノ二六眞浦方

松安彌造 南河內郡道明寺村大字舟橋

松村省三 此花區春日出町中一丁目一一

松村源治郎 北河內郡大和田村大字野口

丸川定治郎 此花區吉野町一一六

松井幸治 神戶市中山手通七丁目番外一七四ノ一

松江休太郎 北區中之島二丁目一九澁川千之助方

松尾五六 東成區今橋町三三三

松井眞之助 東區御堂町一〇

藤岡正巳 東成區深江町

二見辰二 北區北扇町市文化寮

藤井久 神戶市兵庫塚本通七丁目八ノ七

福田敏芳 東京市外東大久保町二五九藤岡筆助方

福永泰章 兵庫縣西宮市神樂町一八比山靈吉方

古川喜一 三島郡茨木町大字茨木六九四

藤田肇 東區廣小路町三五石村方

福井辰五郎 西淀川區中島町八四五

分藤重輝 大分縣大分郡東大分花津留四ノ二

藤井彌太郎 西成區松原通一丁目一五

藤原武一 東成區中濱町四六二

藤原久治 三島郡高槻町上田部

藤岡四郎 港區千島町六六林組工作所

福島政次郎 浪速區惠美須町二丁目五〇香川雄一方

小門貢 東淀川區中津本町四四一

小吹善男 北區老松町二丁目三一木村方
小谷義延 東區紀伊國町九二八
小堀直人 住吉區天王寺町四五八
秋月朋 此花區上福島北二丁目三八島村善一方

澤野常次郎 三島郡茨木町字上中條神田彌一耶方

本年度專門部文學科卒業生



阪口義一 豐能郡豐津村大字垂水六八
阪口榮義 浪速區南阪町一五九高宮モト方
佐藤義信 南區高津九番町一三
城戸常雄 住吉區天王寺町六一六
北川德淳 港區市岡町二九三ノ四三
北本彌太郎 北河內郡寄村大字岡山五三
喜多末吉 北河內郡友呂岐村大字石津四二六
北村元次 西區江戶堀南通三丁目二七

木戸康 神戶市平野矢部町九〇
北村一真 神戶市中山手通七丁目八ノ二西見芳宏方
金淵幅 西淀川區海老江町一二八一同友社內

米良貫一耶 西淀川區海老江町一三三七
三村長一 浪速區大國町五丁目二七杉浦槌三耶方

三宅丑之介 西成區千本通一丁目五一
三森五耶 東淀川區南濱町藤田銀行北野支店方

光石正次 住吉區天王寺町二二二九

水上忠幸 兵庫縣川邊郡園田村字川鍋二〇〇森永社宅

南出俊夫 東淀川區本庄町六四九

宮崎嚴 此花區上福島北三丁目一四六

宮武正利 此花區春日出町四丁目一

水本佐吉 東區谷町四丁目二東條才次郎方

重川肇 南區御藏町一九佐伯方

島田敏夫 鹿兒島縣川邊郡川邊町平山六八二〇

島崎良雄 西淀川區浦江町六〇五中島源治方

新谷乙巳夫 西區江戶堀上通一丁目二六中島シメ方

平田新一 住吉區阿部野町六〇

備前勝太郎 西淀川區海老江町一五六一

日淺嘉見 此花區今開町二丁目五一櫻見喜太耶方

平津清一耶 西淀川區海老江町一〇五二岸田久一方

毛利久三耶 中河內郡曙川村大字東六割二〇一

守屋改太郎 神戶市東須磨戶政町三ノ六土田常次方

關根進之丞 浪速區稻荷町三丁目八九八

瀨古宗雄 東淀川區十三東之町一〇〇

鈴木覺 東淀川區三國本町一五三望月留吉方

杉本義夫 浪速區元町二ノ一〇七和田方
專門部經濟學科
泉泰治耶 兵庫縣御影町字字柳一二四八
稻垣鐵五耶 西淀川區海老江町九一五上村寅之助方

板橋悟 此花區上福島北一丁目二七永岡芳太郎方

石橋榮市 西成區千本通り四丁目一草場房吉方

伊藤義雄 西成區櫻通三丁目八四四口與造方

板倉基一 豐能郡南豐島村字上津島小畑米吉方

岩崎彌太郎 和歌山縣海草郡黑江町大字黑江六七四

萩原隆安 港區三條通二丁目二一蟲木方

濱田次耶 兵庫縣尼ヶ崎市東難波村市住第一三號

花木政一 住吉區天王寺町三三三三

橋本太一 神戶市楠町二丁目二五

西野甚藏 豐能郡豐中村新屋敷一四六

中元寺英太 北區北梅田町二五管方

岡崎一耶 西成區粉濱町五四八北村方

大島長次郎 東成區中道町三三三三三島政方

大喜多英一 南區東清水町二五

岡本政一 港區市岡町六五五ノ七

大場猛男 福岡市住吉町鐘紡小柳社宅五五

渡邊幸一 港區大正通八丁目二一高島信三耶方

和田征治 西成區玉出新町通五丁目二七

角野助之丞 岸和田市紙屋町四一七

河崎次耶 北河內郡津田村大字津田

加藤弘一 港區市岡町八三ノ一吉見利一方

田中茂 住吉區住吉町北島七四九

田中正夫 天王寺區東高津南之町四三

土屋金刀逸 住吉區住吉町七八一

辻 佐太士 此花區上福島北一丁目三杉野林三

耶方

土屋省一 兵庫縣尼崎市別所村廣小路七九六

中津久義 中河內郡小阪町中小阪

永山 進 東淀川區木川町三九四九平川方

長野武郎 神戸市兵庫塚本通七丁目七ノ八伊藤方

上田竹松 西淀川區姫島町富島米谷方

栗原 稔 天王寺區細工谷町二一竹尾トヨ方

窪田忠一 港區八幡屋入舟町一丁目吉川仲次耶方

山下松吉 東區木野町七山下勘藏方

保田文夫 西成區玉出新町通一丁目二四の場實方

山本義輝 西淀川區北浦江町七宮野福太郎方

柳澤重範 東成區鳴野町五六九

安田忠次 東淀川區木川町二〇八

正岡榮治 港區三軒家樋町二丁目四三袖冬米太郎方

前川則行 兵庫縣西宮市產所町榎本良三方

松本市太郎 東區南玉造町四七

間宮勝吉 豐能郡豐中村梅ヶ枝町山口銀行寄宿舍内

松本秀雄 西淀川區浦江町四五三

福西義高 住吉區天王寺町一五四樋村伊三吉方

福井三郎 北區天満橋筋六丁目四七福井喜藏方

福富重治 住吉區平野流町八三九ノ六

小寺寛治 北區國分寺町一二

秋山 實 西成區田端通二ノ二高山方

芦田文一 北區梅田町二二小野弘二方

佐溝頼信 西淀川區浦江町三九朝山已之助方

齋田健治 滋賀縣滋賀郡伊香立村大字南庄

才賀富美雄 兵庫縣川邊郡小濱村川面字五反田

佐藤猶次 三重縣宇治山田市船江町東洋紡績

鶴鶴瑞種 山田工場社宅

喜田義雄 天王寺區生玉前町二八地シ方

菊地賢一 西成區南海通一丁目一四橫山方

北野基治 東區下味原町八六北野靜松方

北澤一雄 東區森之宮東之町四一七

木村三次 北區澤上江町四丁目九八藤原定一方

水田卯三郎 南區日本橋一丁目五

常名榮一 兵庫縣武庫郡精道村西芦屋岸ノ下八杉良宗方

沙月貞一 東淀川區木川町二七〇

新宮生司 天王寺區生玉町一一三

關 一 郎 東區北濱四丁目二四

瀬戸健助 堺市新在家町四五六〇

杉本貞二郎 京都市上京區吉田淨達寺真如町極樂寺内杉浦清方

杉本喜一 京都市上京區吉田下阿達町四二

杉本溫而 此花區福島北ノ町三六服部千代吉方

鈴木庄太郎 東區東阪町四九七

專門部商業學科

井原龍雄 此花區上福島北一丁目五九山口熊二耶方

井上勝雄 豐能郡岡町櫻通三丁目島村方

井上種男 北區天神橋三丁目五三

今井正男 北區堂島濱通二丁目七阿部彦太郎商店内

井上常幸 東區常盤町一丁目二九

五百城一三 西淀川區大仁町二九一

羽賀一 郎 中河內郡孔舎衛村大字善根寺藤川槍次耶方

花島善吾 西淀川區浦江町三九〇ノ一

西川榮一 港區九條南通一丁目一二四

西野榮一 西區阿波座上通二丁目一

土井熊夫 港區市岡町三六六ノ一田代方

大日 鳳 兵庫縣西宮市字泉二二〇四

岡崎健語 西區北堀江通六丁目二八山科幸三耶方

岡田 晋 京都市上京區聖護院山王町一八

岡野好太郎 中河內郡八尾町大字西郷西町

太田又兵衛 東區北久太町町一丁目一七共盛商會方

尾崎忠司 東區森之宮西之町五六六岩永方

和氣安雄 神戸市長田房王寺谷六九三和田方

若宮虎雄 北區興力町一丁目一三若宮又五耶方

神原順吉 豐能郡岡町櫻通五丁目阪田成一方

片岡重雄 岡山縣淺口郡大島村大字大島中六一七八

河野一六 此花區今開町二丁目五一藤原方

河合街一 港區市岡町二九三ノ三一ミラヤ實店方

吉岡直之 神奈川縣鶴見町富士見一六九九井手潔方

田村八一平 東淀川區中津本町一〇八

竹盛 猛 神戸市市筒井通五丁目二〇愛隣會内

高田 武 西區本田町三丁目一五山崎方

竹林實之 神戸市北長狹通三丁目九四ノ一田中由商店方

丹澤信茂 中河內郡小阪町鴻池寮内

曾根茂平 西淀川區海老江東通一丁目一四一四

辻野丈治 神戸市材木町二

中西貞次郎 三島郡茨木町上中條一五二ノ二

辰野圓之助 泉北郡濱寺町下石津

中島貞一 西區新町通三丁目五七第一電機營業部内

中尾利久 此花區今開通一ノ五八〇中尾包時方

村上 博 豐能郡豐中村岡上ノ町一一四〇

武藤 滿 神戸市熊田橋通五丁目八三ノ三

植田俊治 天王寺區沙町六丁目一三

牛尾公三 東淀川區中澤町九七主森好松方

浦郷虎次郎 東區清瀬町三六

内田篤親 西淀川區大仁町一二三井戶方

桑原勇夫 東淀川區中津町一八五桑原醫院内

草部一雄 神戸市荒田町二丁目一七一ノ一高橋洪道方

朽木秀三郎 北區富田町二四野口善之助方

山田國三郎 東區安土町二ノ三四大東綿業株式會社

山口 保 神戸市北野町三丁目三八香港上海銀行社宅

安田常郎 北區澤上江町四丁目九七

保田 勝 港區大正通一丁目一五

山崎榮一 北區相生町一〇四

丸山計一 神戸市庄山町一丁目四六

松下顯昇 北區玉江町二丁目福島紡績會社

松浦威夫 港區三條通一丁目一〇

松田 昇 港區田中町二六牧田方

眞居卯吉 此花區吉野町一丁目三九七

増澤 勝 天王寺區下寺町四丁目一三

牧田光幸 兵庫縣武庫郡本庄村青木一四六

榎本已之助 南區瓦屋町一番丁三四塚格之助方

松田俊一 東區大川町五五佛シトロエン自動車株式會社大阪支社

藤田清一郎 此花區上福島北一丁目東洋館

藤川清六 中河內郡孔舎衛村大字善根寺一一〇

古川秀雄 東區空堀通一丁目八六

藤井 實 此花區朝日橋通一丁目一二野尻方

小樋洗耳 港區八幡屋町二四常山方

江田忠男 北區今井町二〇松田源之助方

嵐 勝哉 神戸市兵庫東尻池吉田新田鐵紡社宅一二七

荒井孫四郎 三島郡千里村片山七六淨念寺内
淺山敏夫 北區東梅田町四八
旭英人 此花區西島町二五〇住友自強寮内
齋藤唯一 東淀川區山口町七六二
佐伯忠助 此花區上福島北二丁目九四宮川元次郎方
木下淺藏 東淀川區山口町七六二
北野千太郎 東成區片江町一九七〇二
木下清一 此花區玉川町二丁目一一四
木揚光明 此花區今開町一ノ四〇木場靖尙方
木谷敏雄 此花區玉川町一丁目二六木谷藤次郎方
宮川元之祐 北區茶屋町一〇
城間武夫 西淀川區浦江町六一一竹内方
島巖 東淀川區本庄町八七五杉本辰雄方
清水豐太郎 兵庫縣武庫郡本庄村深江九三二
下村重彦 西成區粉濱町六三四
廣垣宮松 東淀川區本庄町四八一染色同業組合
東爲三 北區北扇町堀川青年宿舍
清水正三 三島郡千里山住宅地四條二番町垂水善太郎方
廣瀬勇 東淀川區十三東ノ町新町二丁目一七六上島方
平田三次 奈良縣高市郡八木町四三一
森川雄二郎 東淀川區十三東ノ町二一
森辰巳 此花區上福島南二丁目六一高見方
森田司 東區八丁目中寺町二八
森政次郎 此花區平松町三十四松原德秀方
瀬戸米一 港區八幡屋寶町四丁目一三三三大坪久太郎方
迫田稔 東成區鳴野町鐘紡社宅一六五號
鈴木軍治 豐能郡豐中村岡町寶通池寮
諏訪寅之助 天王寺區岡分町一五八米田方
鈴木彰 北河内郡三郷村高瀬一〇四鈴木正策方

專門部文學科
池田長二 西淀川區海老江町一一〇七
石倉勝三郎 港區市岡町二九三ノ六國見方
飯野秀二 西區西長堀通四丁目二
長谷一成 泉南郡貝塚町中八四四
小野邦彦 此花區十六町六六池田政太郎方
尾龍一五郎 西區江ノ子島西町四二
奥山國松 兵庫縣武庫郡精道村打出上字吳川一八ノ二
奥野周一 尼崎市大物村第六六江田友二郎方
大峰巍 東淀川區中津町一一三
渡邊保太郎 此花區西九條上通一丁目一五
川上義友 港區市岡町二九三ノ四四大谷龜吉
加羅田文英 富山縣西礪波郡礪波村淺地五三〇
鹿子木正志 此花區春日出町二ノ一一
加賀田慶治 神戶市港内橋通四丁目二安藤不二夫方
吉永登 天王寺區堂ヶ芝町六八
吉富胤彦 此花區上福島北三丁目二三森下方
高橋一馬 東區空堀町二ノ五三
村手光瑛 三重縣名賀郡古山村大寶寺
上羽長衛 西成區柳通四丁目九二八
桑邊百行 北河内郡守口町土居六五五
大和孝男 此花區上福島北二丁目一二九
松本喜代治 神戶市中山手通七丁目番外六一
藤本幸一 港區八幡屋元町三丁目一四三
福森秋芳 東區清水谷西ノ町三六五山口方
榎本俊二 北區我我野町一〇〇
荒井俊治 南區西柳町二六
三宅雄一 堺市南旅籠町東二丁
宮本三七雄 北區善源寺町三丁目一四
三宅澤二 港區八幡屋浮島町一丁目二二一
三野壽雄 港區市岡町三六六
鹽見恒夫 東區北濱五丁目二住友合資會社
平林悦治 堺市熊野町西二丁目三〇番邸森下文造方

日野惠實 東成區野江町三丁目二五野上弘内會我秀治郎 三島郡千里村天道高等小學校
校友住所移動
永井鐵士(天一二商) 北區澤上江町五丁目四三
栗田豐國(天一二商) 此花區西島町北港住宅一四四ノ一
片岡博(天一二經) 神戶市本庄町三丁目一番地ノ三一高岸方
清水公平(天一二商) 東京市麴町西内幸町幸ビルディング内改造社
塚本利三郎(天一二法) 東成區北清水町三三ノ二
山池浩(昭二大法) 東京市外島島寺島町一一六八伊藤嘉藏方
青水昇(天一二專經) 北河内郡大和田村大字横地二七
廣田真三郎(天一二專經) 東區北久寶寺町四丁目久寶ビルディング内岡田吉五郎方
小林義一(天一二專商) 神戶市依所江町二三一
松浦弘(天一二專經) 札幌市北一條西三丁目住友札幌鐵業所
校友改姓名
大二三法中(舊) 井吉輝池(新)
大五專經 藤原昇青木昇輝
校友逝去
大正十五年 山口銀行名古屋支店 七尾福太郎氏
(大正六年經濟學科出身)
昭和二年二月十五日 瀧口守義氏
(大正十三年商業學科出身)
右計吾に接し謹んで弔意を表す

關西大學新聞學會會則
第一條 本會ハ關西大學新聞學會ト稱ス
第二條 本會ハ新聞ニ關スル學術的研究ヲナスヲ以テ其目的トス
第三條 本會ハ其事務所ヲ關西大學千里山學舎ニ置ク
第四條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
一 通常會員
二 特別會員
三 贊助會員
四名 榮譽會員
通常會員ハ關西大學學生ニシテ第二條ニ規定スル研究ニ特殊ノ興味ヲ有スル者トス
特別會員ハ關西大學教職員ニシテ本會ノ目的ニ賛同スル者トス
贊助會員ハ本學出身者又ハ本學ニ密接ナル關係ヲ有スル者ニシテ本會ヲ贊助スル者トス
名譽會員ノ稱ハ本會ニ於テ適當ト認ムル人士ニ之ヲ呈ス
第五條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク
會長 一名
副會長 一名
幹事 若干名
會長及副會長ハ特別會員中ヨリ之ヲ選舉シ其任期ヲ二ケ年トス
幹事ハ通常會員中ヨリ會長之ヲ指名ス
幹事ノ任期ハ之ヲ一ケ年トス
第六條 會長ハ本會ヲ統理ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長差支アルトキ之ニ代ル
幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ本會ノ庶務會計ヲ掌理ス
第七條 通常會員ハ會費トシテ毎學期金一圓ヲ前納スルモノトス
第八條 會長ハ毎年一回總會ヲ開キ會務ヲ報告スルモノトス

校友の面影

▲辯護士 棚木浩 嚴氏▼

(明治四十四年法律學科出身)

先づ氏の生立を記さう。

氏は鳥取縣日野郡福榮村に生れた。幼時は相當の家産もあつたのであるが、他家の保證の爲め、田地も山畑も人手に渡つてしまひ、日毎に家の傾くのが幼少の氏にも悲しき極みであつた。人の

話に「辯護士に頼めば、あのやうに家産を手人に渡さなくても良いのである」と

言ふ言葉を耳にした十三

歳の氏は心密かに將來辯護士にならん

決心したのであつた。年十八の時遂に敢然と

山間の孤村を後にした。時に囊中僅に七圓五拾錢。氏は徒歩で一日約十數里を突破して汽車のある米子に着いて、初めて汽車を見、自

轉車を知り、海を見た。海水と言ふものが鹹味を有してゐることを味覺したのもその時が初めてであつた。漸く大阪に來り、歸途の費用として貳圓餘を残して、梅田の某旅宿に投じて、辯護士の宅に書生に住込まうとした。

毎日四拾錢宛の宿料もその頃の氏には日ど滞



棚木浩嚴氏の近照

在期を狹め行く生命の桎梏であつた。然し天は自ら助くる者を助くとか、氏も遂に故伊藤三郎氏に見出されてその書生に置いて貰ふことになつた。爾來刻苦勉勵日夜目的の貫徹に務めた。然し探薪の業は一日にして成らない。氏は勤務の餘暇を利用して明治四十一年關西大學法律學科に入學し、益その業に努めた。明治四十四年同科を卒業するに共に直に辯護士試験を受けて成らず、試みるに三度に於て遂に積年の希望を達することが出来た、俟ち大正八年のことであつた。

當氏の最も遺憾としてゐることは氏の試験合格と共に恩師伊藤辯護士が逝去されたことであつた。其後約十年経過した今日に於ても氏は一年に一二度は辯護士試験受験の夢に見舞はれると言ふことである。その職務上の感想を聞けば、

「辯護士と言ふ仕事は極めて容易なものであるが、甲乙にその差を認め難いものであるが辯護士を營業すると言ふことは極めて難かしいものである。試験に合格した程の人でさへ

あれば、法文の適用、解釋、事件の取扱に左様に甲乙のあるものではないが、然も百萬圓以上の事件ばかり依頼される辯護士も、千圓以上の訴訟に携はつたことのない辯護士のあ

るのは、要するにその營業の功拙によることであつて、これは、その人の趣味の如何、社交の程度、或は社會的名聲の如何等に左右されることである」と語り、受験の感想を叩けば、

「試験を甚だ難かしいものだと説いてゐる先輩もあるやうであるが、試験は、若し確實に書物を読んでゐる人でさへあれば、そんなに難しいものではありません。唯眞に全力を打ち込んで勉強するまでに相當の時日を要するのだと思ひます。若し最初から全靈を打ち込んで勉強出来るすれば、一時間三十頁の割で一十時間勉強するにすれば約六ヶ月の勉強で立派に合格出来ると思ひます」

氏は極めて多趣味の人で馬術、舞踊、俳句、俳畫、銃獵、寫眞等、何でも一人前行ける由で、法曹餘技會と言ふ會が来る五月開かれる由であるが、それにも寫眞、俳句等出品される由である。氏は毎日曙關西乘馬聯盟に出掛けて本學の學生達も大いに指導されてゐる。寛濶にして悠容迫らざる態度には過去に氏が經驗された勞苦辛酸の影は跡形もなく春風坐ろに湧く顔容には順風を滿帆にはらむ巨船の趣が感じられた。學生諸君に對して、特に實剛健を尙び華美輕薄を避けむことを希望された。

本年漸く三十八歳氏の活動は今後に寧ろ期待さるべきではあるまいか。その自重奮闘を切に祈る所以である。

學生彙報

第十七回皇陵崇敬會例会

本枯の風、身に染みる一月三十日、會員一行は大軌電車に乗り奈良へ向ひ油坂にて下車、開化帝陵に詣でた。當陵名は春日率川坂上陵と申し、形式は前方後園で周圍に小壕を繞りして居る。

帝は孝元天皇の第二皇子にして在位六十年にて崩御遊ばさる。陵墓守部の案内で一同陵前に默禱すること暫し。

當陵の參拜を終つてから大軌終點前を北へ女高師の處を横りて聖武帝陵へ向ふ。陵は佐保山南陵と申し、御葬儀は佛式によらせられた。久安五年興福寺の僧、北陵を掘り壞つたことがあり、又足利末世に松永氏が此陵に城を築き甚だ陵形を破損した。又眉間寺と云ふ寺もあつた由である。

當陵に參り感じたのは彼の天智天皇山科陵の如く老松鬱蒼として山靈の我が體內に入るを感じた事である。白砂を踏み分けて陵前に至り額づく。

仁正皇后佐保山東陵は聖武帝陵と相隣りして居る。聖武天皇の皇后にして、體貌殊麗光耀あるに似た所から光明子と名付け、光明皇后と稱するのである。皇后又佛法に歸依し悲田院、施藥院を置いて飢病者を療養せしめ、又は諸國に國分尼寺を建てたる事は歴史に明かなる所、當陵に參拜後元正天皇陵、元明天皇陵へ向ふ。奈良坂街道を北へ進めば途中磐若寺あり。當寺の經藏は南北朝の時大塔宮が難を

避け給ふた所である。今其經權は西大寺に保存してある。

元正天皇陵を奈保山西陵と稱す、天皇は文武天皇の時制定した大寶律令の修正を要すとして養老二年藤原不比等に勅して修正せしめ律十卷十二編、令十卷三十編を作られた。之を稱して養老律令と云ふのである。

元明天皇奈保山東陵は天皇の遺詔に依るもので其の碑文は東大寺要録に載せた圖に依る『大倭國添上郡平城之宮殿宇八洲天皇之陵是其所也養老五年歲次辛酉冬十二月癸酉朔十三日乙酉葬』とある。この碑は今雨露にあたらぬ様覆をかけ、傍に別に模造の碑石を置く、元正、元明帝陵參拜の後舊關西線の廢線の跡を通り、聖武天皇の皇太子の墓に參る、那富山墓と稱し、小さな圓塚である。墓の四隅に隼人石と傳ふる獸面人身の石像がある。其中一个は完全にその形を見るこが出来る、又一個は顔面だけを見るこが出来が、他の二個は残存して居るものは牛、即ち馬面を表して居るのである。之れは朝鮮等の古墳墓に見られる方位を示す十二支像の一部であり完全なるものは北に云ふ字を刻し鼠の顔が見られるのである。然して之れ等は今考古學上唯一の資料とされて居るのである。

那富山墓を參拜し元來た道を引き返し、北山十八間戸を見學した。

之れ前述の光明皇后が諸國の病者のために藥湯を設け、佛法に歸依する餘り親ら、湯女となりて苦行せられた所である。當時の様を其儘に保存して居る。

奈良公園に出て散策の後歸阪した。

第三回皇陵崇敬會總會

一月三十日奈良の諸帝陵參拜終了後、一同打

連れてカタヤ喫茶店に至り、第三回總會を開いた。河村、横卷、八木、今西、楠諸氏の出席あり、外十數名の正會員出席、幹事より本年度の會務報告、會計報告あつて、會則の變更を協議した。又幹事の改選を行ひ左記の諸君が當選した。

從來會員は名譽會員、特別會員、正會員の三種として居たれ共改正の結果名譽會員を廢止し、之れを特別會員中に加へ、且つ正會員、特別會員は從來會費として月額參拾錢宛徴收して居つたが改正の結果、入會金として正會員は壹圓特別會員は貳圓を納付する事となつた。之れは會の基本金に充當するのである。終つて歡談を交へつつ夕食を攝り午後十時散會した。

會長 小泉教授、顧問 河村講師、副會長 山本順應氏、入江堅壽氏

幹事 淺見敏郎(商二)、齋藤湊(經二)、森井惣吉(法一)、溝邊文和(豫三)、奥川武郎(豫三)、湯川敏一(豫二)

尙當日特別會員として横卷茂雄、今西茂喜、楠嘉城、八木博の諸氏推薦せられた。

第二十回工業見學

住の江の昔、豐公時代の隆盛以來久しく眠つて居た堺の近來に於ける商工業の發達は甚だ著しいものがある。一月二十三日日曜の休みを利用して見學團一行は此の古い堺に於ける新しい工業發展の途を尋ねた。阪堺電車御陵前を下車して先づ東湊に於ける日本煉瓦株式會社に赴いた。煉瓦工業は我國に於ける甚だ古い工業の一つであるが逐年需要の激増と製法の改良に伴ひ注目すべき重要な工業の一と成つたものである。工務員の御案内に

依て或は燒成竈内に入り積方を見温度を體驗し或は加熱裝置を見て粉炭の外鋸屑の利用特點を聞いた。山なす原料を見ては其混合の割合に於ける細心の注意を聞き、乾燥の工程を見ては其寒暑に對する不斷の防禦を思つた一見雜漢に見ゆる此工業にも加熱時間の長短や火加減に對する製品の出來不出來に存する隠れたる苦心の少なからざる事を聞いて此の小なる塊に籠れる數人數十人の盡力を思はしめたのである。終りに御多忙中便宜を與へられた重役及御案内の勞を取られたる工務員に一同より厚く御禮を申述べる。

第二十一回工業見學

前記煉瓦會社の西手に川崎木管工業所がある。此の新らしい工業は其需要は未だ殆ど紡績用具にのみ限られて居るといふ有様であるが、近來は内地の需要のみならず海外にも輸出せらる様になつたから國產の一として相應の地位を占めるもの云ふて良いであらう。

各地より移入された木材は所要の大きさに切断せられ穿孔され次で乾燥せられ仕上られ最後に塗上を以て製品となる。機械運轉の喧しい音につれて一本又一本と出來上る製品は、やがて容器に山となり運搬される。休みなき工作、完全なる分業、ここにも亦將來の發展を期すべき木材工業の一を見たのである。原料は木材たる以上温度湿度に對する變形は著しいものである。製作中に於て此等に基く變形に對する諸種の試験及矯正法は本所特別の新法を採用し素人の思ひもよらぬ努力の多大なるを感嘆した。終りに本見學に對する御厚意に對して同所長並に各員に厚く御禮を申述べる。

第二十二回工業見學

堺重要物産の一として河又醬油を舉ぐる事は

衆目異口の一致する處であらう。同所は數十代の舊家、殊に當主は製法の改良に國產の獎勵に甚大の功績あり功勳甚大なるは人の知る處である。十二時同所に着した一行は先づ休憩所に於て晝食を終えたる後工務員の醬油製作工程の一斑を拜聴し、尙釀母菌の培養の實際を或は實物を以て見或は顯微鏡を以て觀察し次で順次釀成各種の工場を見學し微生物の偉大なる力を感心した。方今速成法の研究するに拘らず良好なる味及香等所謂風味は此の舊法に因らなければ出ず事を得ないのは我等に人工の力が遂に自然の力に勝つ事を得ないのではないかと云ふ感と與ふるものであつた。或は自然力の中に含まるるサムシングが現在の人間に由ては未だ發見されざるが爲めであらうか。製造者の苦心の存する處の今更に大なるを感じた。終りに本日特別の便宜を與へられた所主及技師長に御厚禮を申述べる

第二十三回工業見學

堺の北端に日夜憂憂の音を喧しくして居る一大工場がある。其名を梅鉢鐵工場と云ふ。汽車に電車に自動車に軌條連接機に其他運輸交通に關する各種の機具裝置の製作に對し巍然たる一家の目を備へ各種の特許種種の特點を有して居る。細小のバクテリアの作用は其小にして力強きに驚いたが、茲では堅牢なる鐵材を數分間に切断する裝置や數百個の部分品を數日の内に組立する設備や、あらゆる方面に規模の大、施設の大に驚かされた。然も此の大は粗なる大に非ず甚だ細心の注意、細微なる計算が其要素となつて居るのを見れば苦心は何れの點にも存する事と首肯された。終りに所主其他に對し一同は懇篤なる御案内を感謝する次第である。

堺市内此他に見學すべき箇所は尙少なからず有るが又の日に譲つて七道停留場で解散した

雜錄

計理士法制定に就て

校 友 岡 登氏寄稿

本稿は第一會計士協會所屬の會計士であつて本學の校友である谷岡登氏の寄せられたものであるが、恰も過般計理士法の制定を見た際にて讀者の參考にもと思ひ掲載する次第である。

抑も計理士又は會計士とは、英米に於ける Public Accountant 凡ば同意義であつて公衆一般に固より、官廳の依頼に應じて、會計に關する検査、調査、鑑定、證明、計算、整理、立案及企業經營の全般に亘り指導機關たる作用並に之に附帶する一切の業務を行ふ専門的職業を爲す者を云ふのであつて、英米は勿論獨逸、佛蘭西、伊太利、和蘭等の諸外國に於ても、企業經營に必須なる指導機關として經濟界に、一の勢力を確立し、産業發達して會計組織の複雑化するに伴ひ益計理士の職業的權威を發揮するに至つたのである。

英國は最も信用經濟の發達せる國であつて會計士は英國より興つたものである。十八世紀の初め英國に於て彼の有名なる南海泡沫事件の發生あり、此の南洋に於ける企業の失敗に伴ひ善後整理の必要上著しく計算人の需要を喚起して、且其の計算人に對し嚴密公正なる執務を希望したる結果漸次に公營會計士の發達を招いたが、更に、其後英國に於ける鐵道熱の流行は一層會計士の必要を感ぜしめた。次で一八四五年鐵道會社は監査人として會計士を用ふることを得べき旨の規定を設けた、一八六二年の會社條例には會社設立の場合に於ける會計組織、解散の場合に於ける清算並に毎決算期に於ける監査に就ては、會計士を使用することを得と定めた。而して一八六九年發布の破産條例

は公吏の管財人を廢して、會計士をして之に代らしめ、一八七九年には英國銀行以外の各銀行は凡て會計士の監督を要することとなり、一九〇〇年會社條例改正の結果は總ての有限責任會社は、必ず會計士の検査監督を要することとなつた。

茲に於て斯業に従事する者は激増し遂に現今の如き發展隆盛を示すに至つたのである。現今英國に於ては、相當有力なる八、九の會計士協會に屬する會計士のみにても其數一萬五六千人に達し、協會所屬以外の會計士も亦少なくないので、之等を合する時は多大の數に上るの盛況に至つたのである。

斯くの如く英國が會計士の濫觴地であり、英國社會も亦會計士の效用の顯著なるを確認したる結果、同國では會計士は一般に非常なる尊敬と信頼を享くることとなつたのである。

米國に於ても一、二の例外洲を除き他の洲は全部會計士法が存在して居り、政府公認會計士四、五千人の外、洲公認計理士あり其數明確に知り難いが之亦多數に達するもの様である。其他先進諸國は之に劣らぬ盛況を來し益計理士の職業的權威を發揮しつつある。

二

斯くの如く計理士は企業界に於て頗る重要な地位を有するものなれば、苟しくも計理士たらんとする者は其職務執行に必要な専門的學識技能に熟達すること共に實務に就て殊に豊富な經驗を有せなければならぬ。加之其職務の本質に鑑み、人格の高潔なることを要し、職業に就ては嚴格、公正、實着なる者たることを必要とする。

此故に歐米諸國は免許又は公認せる者に會計士の資格を附與するを本則としてゐる、即ち英國に於ける免許會計士、又米國に於ける公認會計士の如き、何れも皆國家的に其地位を確認されて居るのである、然らば如何なる者が如何なる試験を経て計理士の資格を認めらるやと云ふに、各國

多少の差異ありて一様ならずと雖も、其一例として英國免許計理士協會に於ては、

一、豫備試験として所定の學科試験に合格したる後更に英文及外國語に依る論文を提出するを要す(英國大學卒業者は此試験免除せらる)。

二、豫備試験合格者は協會所屬計理士に就き三年乃至五年間實務を修習すると共に其期間内に於て中間試験として簿記及會計並に清算人、信託人、管財人の法律關係に就き受験し之に合格することゝを要す。

三、中間試験の合格者にして實務修習期間を満したる者は前試験科目の一層高等なるもの及び商法、株式會社、破産法、仲裁裁判等の試験に合格することゝを要す。

即ち同協會に於ては右の如き三階段を完全に經過するにあらざれば入會を許さざるのみならず、右試験を通過するも最初の三年間はアツシエント會員として業務に従事し得るに過ずして協會員の誇りたるフェロー會員たらんとするには爾後更に協會の承認を得なければならぬ。之を以ても其資格獲得の困難を知ることが出来る。米國並に其他の諸國に於ける計理士協會の制度に就ては多少異なる點あれ共、大體は類似してゐるから煩を避けて一一之をここに述べないが、何れの國に於ても計理士の資格は高等なる學術試験を通過し且つ實務に熟達するに非んば其資格を得られない。故に歐米に於ては經濟社會の計理士を信頼することは頗る敦厚であつて、各種の企業を通じあらゆる場合に於て計理士の機能を有効に利用し、單に會計の調査整理に止らず、經營に關する一切の事項にまで其利用範圍を擴大し、苟くも計理士の證明なき限り如何に緻密に作成せられたる書類と雖も、又如何に巧妙なる記録と雖も竟に信を措かずと謂ふ狀態である。

三

我國に於ては計理士業務の勃興日尙淺しと雖も時

代の要求は、既に全國を通じて約二百名の専門的職業家を輩出した、尙逐年増加の傾向であつて前途益隆盛に赴くべきは火を睹るより明かである。

現時の我計理士界の事情を述べんに計理士各人間に、於ては斯業の信用維持と品位向上との爲め歐米に範を採り、自治團體を設けてゐる、我國に未だ法制確立に至らざる間其缺陷を補ひ且つ制度樹立後は更に研究、品位向上の機關たらしめんが爲め協會を作り協會に加入する計理士は優良なりをモットーとして、それぞれ協會は精進してゐる、現在政府に申達し會計士協會を組織してゐるものは第一會計士協會、日本會計士及東京會計士協會の三團體である、其會員資格は各若干の特異點あれども、概して歐米に於ける先進會計士協會に範を執り其資格としてゐる、即ち資格の程度は大學專門學校卒業程度の者にして且つ會計士職務に關係ある諸學科即ち

一、簿記及會計學
二、商業學
三、商業數學
四、法制(憲法、民法、商法、破産法、和議法、稅法)及經濟學
の學科試験の上實地試験として

一、原價計算
二、會計監査及立案
等を施して合格者には更に一定の期間實務を修習せしむる規定である。歐米の計理士資格に比し、多く遜色を見ざるが如きなるも、我國の計理士は前述の如く、漸く旬日前に制度確定されたるに止り、今尙搖盪時代なるが故に、實業社會との交渉も未だ深からず、實業家にして未だ計理士の何たるかを知らざる人さへある狀態なれば、一般に利用活用の域迄には進み居らざるやうである、然し進歩的思想を抱懷する人人の間には漸次に計理士が活用せられてゐるから、計理士法制定と共に之れを一機轉とし、進歩發達するものと思はれる。

恐らく久しからずして、經濟界の須要の機關たるに至るべく、國家産業の興隆に寄與する處からざるべしと信ずるのである。

四

最後に計理士法案が、如何にして制定せられたるか、議會の經過並に政府の努力態度を述べんに、計理士法案は元會計士法案又は會計監査法案なる名稱の下に建議案として、大正四年第三十六議會に初めて議會に上程せられたが、議會解散の爲めに審議は未了となつた。尤も同年以前より之れが研究を積まれて、大正三年には既に成案があつたが或る事情のために上程せられなかつたのである。次で同年臨時議會即ち第三十七議會に於ては衆議院を通過したが、貴族院で可決せられなかつた。其後大正七年の第四十議會に上程せられたが審議未了となつた、大正八年第四十一議會及大正九年の等四十二議會並に大正十四年の第五十議會に於ては、何れも衆議院を通過した、けれ共貴族院に於ていつも擱置をなしたものである。第五十議會に於て近く議會通過の可能性をみるゝことが出来た即ち同法律案の貴族院の委員會に於て貴族院の代表的意思とも云ふべき質問が出た。それは「衆議院が三回通過したる本案を葬り去ることは貴族院としては忍びないことであるから本年は通過さ度いと思ふが如何」と訊したことである。政府委員は「政府に於ては本案より以上の完全案を目下作成研究中であつて來議會に提出の豫定なれば本案に賛成せず、來年度提出せんとする政府案に賛成を乞ふ」旨の答辯をしたるにより、政府の意思通りに動く様に習慣作られたる貴族院は同案を又も葬り去つたのである、昨年第五十一議會に政府は言質を重んじ成案は出来てゐたが會期の關係上、終に上程に至らなかつたが、本年は一月二十四日衆議院に上程なり、二月二十四日同院を通過（四回目）し、貴族院に廻送されて、三月十八日終に貴族院を通過したのである。

政府は計理士制度に就ては、餘程の努力をしてゐるものである、即ち明治四十二年「會計士制度調査書」を公表せる以來、會計士制度問題を研究調査を續けて居り、大正五年八月に各地方長官各商業會議所及其他の實業團體百二十ヶ所に對し、會計士制度の要否、方法等に付き諮問を發し、積極、消極、時期尙早等區區たる應答を得た。之れに基き且つ他を加へて、翌大正六年に計理士制度參考資料を上梓頒布をした、又一昨年には現在我會計士界の實際狀況に關し、不正確なら各府縣に亘りて調査する等、頗る慎重の考慮を廻らした結果一昨年の貴族院に於ける回答となり且つ前述の如く、本年は名を計理士法案と附して議會に提出になつたものである。幸に無事兩院を通過し、近く樞密院の議を経て施行せらるることとなるのである。自分は此法律を通過して、決して満足とするものではないが、多年懸案たりし同法の制定成りたるは、國民經濟上各事業經營のために慶賀すべきものであると思ふ。同法に對する批評は改めて稿を起したい。

計理士法

尙計理法文を左に掲げて參考とする。

第一條 計理士ハ計理士ノ稱號ヲ用ヒテ會計ニ關スル検査、調査、鑑定、證明、計算、整理又ハ立案ヲ爲スル業トスルモノトス

第二條 左ノ條件ヲ具フル者ハ計理士タル資格ヲ有ス

一、帝國臣民又ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ外國ノ國籍ヲ有スル者ニシテ私法上ノ能力者タルコト

二、計理士試験ニ合格シタルコト

計理士試験ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前項第一項第二號ノ規定ニ拘ラス計理士タル資格ヲ有ス

一、會計學ヲ修メタル經濟學博士又ハ商學博士

二、帝國大學若ハ大學令ニ依リ大學ニ於テ會計學ヲ修メ學士ト稱スルヲ得ル者又ハ專門學校令ニ依リ專門學校ニ於テ會計學ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

三、主務大臣ニ於テ前號ニ掲ケタル學校ト同等

以上ト認ムル學校ニ於テ會計學ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

第四條 左ノ一ニ該當スル者ハ計理士タル資格ヲ有セス

一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但二年未満ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ若クハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者又ハ陸軍刑法若クハ海軍刑法ニ依リ一年未満ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ此ノ限リニ非ス

二、前號ニ該當スル者ヲ除クノ外第十一條又ハ第十二條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者但シ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者ハ此ノ限リニ非ス

三、破産者ニシテ復權ヲ得サル者

四、計理士ノ業務ノ停止ノ期間中其ノ業務ヲ廢止シ未ダ其ノ期間ノ經過セサル者

五、計理士ノ業務ヲ禁止ノ處分ヲ受ケタル者但シ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シ主務大臣ニ於テ改悛ノ情顯著ナリト認メタル者ハ此ノ限リニ非ス

第五條 計理士ヲ登録スル者ハ計理士登録簿ニ登錄ヲ受クルコトヲ要ス

計理士ノ登録ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 計理士ノ登録ヲ受ケントスル者ハ登録料トシテ貳拾圓ヲ納付スヘシ

第七條 計理士ハ其職務ヲ公正ニ行フニ支障アリト認メタル事項ニ付キ計理士ノ義務ヲ行フコトヲ得ス

第八條 計理士ハ主務大臣ノ監督ニ屬ス

第九條 計理士本法ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行為若ハ業務上不正ノ行為ヲ爲シタル時ハ主務大臣ハ計理士懲戒委員會ノ議決ニ依リ之ヲ懲戒スルコトヲ得

計理士懲戒委員會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 計理士ノ懲戒處分ハ左ノ四種トス

一、譴責

二、千圓以下ノ過料

三、一年以内計理士ノ業務ノ停止

四、計理士業務ノ禁止

前項第二號ノ過料ヲ完納セサル時ハ主務大臣ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス

非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ執行ニ付之ヲ準用ス

第十一條 計理士又ハ計理士タルシ者故ナク其業務上取扱ヒタル事項ニ付知得シタル秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第十二條 計理士タル資格ヲ有セスシテ計理士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 計理士タル資格ヲ有スルモ其登録ヲ受ケシテ計理士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ拾圓以上貳百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ二年ノ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ二年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト見做ス

本法施行ノ際迄引續キ一年以上會計ニ關スル検査調査、鑑定、證明、計算、整理又ハ立案ノ業務ニ従事シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ出願シタルトキニ限り第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラズ計理士試験委員ノ詮衡ヲ經テ計理士タルコトヲ得

帝國大學、大學令ニ依リ大學若ハ專門學校令ニヨル專門學校又ハ主務大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル學校ニ於テ經濟ニ關スル諸學科ヲ修メ定規ノ課業ヲ卒ヘタル者ニシテ引續キ三年以上會計ニ關スル検査、調査、鑑定、證明、計算、整理又ハ立案ノ業務又ハ職務ニ従事シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ五年以内ニ出願シタルトキニ限り第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラズ計理士試験委員ノ詮衡ヲ經テ計理士タルコトヲ得

新刊紹介

説小 夜の 小笠原白也著

白也文庫第二編として『南朝山河の秋』に次いで出版されたもので、僕等十人の兄妹と言ふ小説と脚本櫻姫(見島高徳)、隨筆ハンザケ村の三編が収録されてゐる。

『僕等十人の兄妹』には五年前に父を亡つた十人の兄妹が、それぞれ社會に立つて活動しつつ、遺つた母一人を、各その家庭へ春ひ合ふ様と、その爲に醸される時たまの兄弟喧嘩を叙して蘊虚の理に則しつつ、満悦と開鬱の極みに生ずる人情の小波紋を描いてある、一個の創作として見るときは主題の簡單すぎる嫌もあらう、會話と叙事との不均衡も感ぜられやう。しかし私はこの小説を読む時然うした批判的態度は起らなかつた。只讀み行く中に快い感にひたされる、只嬉しい心になる。普通の小説とは異つたものが感ぜられる。私が曾つて爐邊に集ふ老父母や近處の老嫗たちに秋の長夜を讀み聞かせて自らも娛しむ『模範村』と言ふ小説があつたことを淡い追憶の幕から喚起したのはこの小説を讀んでゐる時であつた。この小説はさうした雰囲気と感化力を持つてゐるだけでそれが一個の創作として批判された際如何にもあれ、存在の理由が充分にある。

『櫻姫』は見島高徳の室、王道漸く衰へ、畏くも錦旗賊徒に擁せられて光なく、せん方なくも隱岐の小島へ御遷幸の砌、夫高徳を扶けて、男男しくも盡忠報國の盾となり、賊徒勢熾にして天に勝ち、高徳は通れて下野古海の草庵に、天定まるを待つにはあらず、閑閑の心猿を墨染の衣に包むて、名も志純法師と改め世を忍べるを訪れて、尊き論旨の一卷を手渡すまで、四幕物として脚本に仕組んである。この作に於て私は寧ろ作者の天分の層

一層輝けるを見る。『南朝山河の秋』と純然軌を一にしてゐる。豊富な語彙、清純なヒロインの心情、極端につきつめた至誠、それ等が讀む人の心を打つ。唯言ひ得べくんば、『古海の草庵』の幕中で夫妻對面の場の對話に少しあきたらない何物かを感じさせるものがあるやうである。

『ハンザケ村』は作者の欺らざる人となりの表現である。ハンザケとは山椒魚のことである。山椒魚の形態、性質を叙して作者ははじめて作者の正體を自叙し得てゐる。作者を知らんとする人は、敵も味方も、共に一讀すべきものであり、作者の言を借りて言へば「敗れたる大スリッパを脱ぎ棄てたやうな彼の頭、その頭が、まづ見る人をして無禮不遜の形貌たるを覺えしむる」その愚怪なるハンザケが案外、清流を好んで住み、その「便便たる倨傲の鼓腹」には、あに計らんや「嫉妬、怨恨、

便俵、虚偽、且つ又巧利、小才、捷徑、敏活」のみにして至誠なき現今の社會に對する公憤と輕妙なる諷刺が満ちて居ることを知る事が出來得やう。M・S生(定價壹圓四拾錢、大阪上福島北一ノ三七白也文庫發賣)

教授宮島綱男氏アメリカ統計學會正會員に推選せらる

本學教授宮島綱男氏は今回コロムビア大學セリグマン教授並にハーヴァード大學カーヴァー教授の推薦に依り、American Statistical Associationの正會員に選舉せられた。

教授村上喜貞氏の渡歐

明年四月文學部を開講する準備として歐洲諸大學の文科大學の制度視察のため、又同氏專

The Kansai University Bulletin

Published Monthly By

The Kansai University Press

No. 48

April, 1927

LEADING FEATURES OF CONTENTS

- President's Farewell Address President, J. Matsumoto.
Short History of Customs Tariff Mr. T. Nomura, Lecturer of the University
University News.
Alumni News—Mr. K. Tochiki, Alumnus.
Miscellanea—Law of Public Accountants.
Illustrations—Administration Building just Completed —
Graduation Ceremony—Plan of the Administration Building (Grand Floor—First Floor)—Banquet of the Alumni Dinner—Alumni Meeting—Graduates (University Class of Arts and Law—University Class of Economics—University Class of Commerce—Class of Law—Class of Economics—Class of Commerce—Class of Arts.)

攻の文化史研究のため、本學教授村上喜貞氏は、今回約一箇年の豫定で歐洲諸國に派遣せらるることになった。因に同氏は來月上旬シベリア經由で歐洲に向ふ筈であるが、詳細は次號に報道することとする。

(以上學内報道追加)

(第五頁より續く)

の經濟上の存在に缺くべからず認めらるる、物品並に戰時に際し國防上缺くべからず認めらるる物品に對し從價三割三分三十分の一の保護關稅を設けた茲に至り初めてチエンバーレンの暗示した保護貿易が實現し英國國民の誇の一であつた自由貿易主義に一頓挫を來した、又之より前即ち一九一九年財政法は大英帝國の内地品にして大英帝國内より輸入せらるる物品に對して適用すべき特惠關稅を定めた之は表面上の理由は戰時に於ける植民地の母國に對する奉仕に報ゆる爲云ふことであるが裏面には前述の戰前よりの問題たる母國と植民地との經濟關係の密接を計る云ふ理由がひそんで居ること勿論である、而して此の英本國の各植民地に與へる特惠關稅に對する代償として植民地側から英本國よりの輸入品に對し特惠を與へんとの説出で加奈陀濠洲は例の三段稅率制を採用し既に之を實現し印度亦之が實現へ進むつつあるのが現状である、將來此の特惠關稅が進んで關稅同盟の成立に迄到達するか否かは勿論豫測出來ぬがあれだけの戰爭があつても僅かに如上の特惠關稅の成立が關の山ならば近き將來之が實現を見ることは至難のことと考へられる、而して之が障害は勿論經濟發展の程度を異にする母國植民地の利益の相違が主たるものであらう。

關西大學校友ソノ他關係者各位へ

●千里山學報維持費トシテ、校友ソノ他關係者各位カラ續續御出捐ニ預リ有難ク幾重ニモ御禮申上ゲマス。

何時モ申上ゲテキマス通り、出來ルナラハ每號無料デ御配付申上ゲルノガ本意デアリマスガ、今ノトコロドウシテモ各位ノ御援助ニ俟タナケレハ、到底發行ヲ續ケテ行クコトノ出來ヌ狀態ニアリマスノデ、遺憾ナガラ不遠慮ニト言フヨリモ寧ロ進ンデ御寄捐ヲ仰イデキル次第、何卒惡シカラズ御諒恕ヲ願ヒマス。

●金額ハ各位ノ御志ニ委セル外ゴザイマセンガ、大體年額貳圓位御寄捐願ヘマスレハ收支相償フ旨申添ヘテ置キマス。但シ集金郵便ニテ御拂込下サル方ハ勝手ナガラ一年半分若クハソレ以上トシテ金額參圓以上ヲ御申込ミ願ヒマス。

●從來御出捐願ヘナカツタ方ニ、コノ際何分ノ御援助ヲ御願ヒ申シ上ゲマス。ソシテ新タニ御出捐下サル方ハ、御手數デスガ左ノ申込書ヲ御切り取り下サイマシテ、金額ナリ拂込方法ナリ適宜御書入ノ上御送付願ヒ上マス。

●尚ホ、一年以上繼續御送申上ゲテ井ル方デ、今尚ホ御出捐ガナク、且ツ維持費ニ付テ何等ノ御通報ニモ接シナイ方ハ、或ハ送付先ニ現住サレナイノデハナイカト存ジマスカラ、今後發送ヲ見合セルコトニ致シマス。

昭和二年四月

關西大學學報局

千里山學報維持費拂込申込書

住所

年度

科

名 貴

金額

一金

拂込方法

振替貯金又ハ郵便爲替

集 金 郵 便

(何れか一方を抹消して下さい)

學生諸君に告ぐ

千里山學報投稿に就て

▼學友會各部の記事、各種研究會、親睦會、縣人會その他學生諸會合の記事、論文、文藝作品等本誌に掲載希望の原稿は、總て千里山學舍圖書閱覽室内及び福島學舍學生入口左側に設置してある千里山學報投稿函に投入して下さい。但し寫眞その他投入不能の材料は事務所又は學報局へ直接提出して下さい。▼每號締切は前月二十五日限りとし、その以後の分は次號に廻します。

昭和二年四月

關西大學學報局

關西大學教授宮島綱男先生校譯

アルフレッド 經濟學論集

——近日中に出來發行の豫定——

本書は先年物故せる世界經濟學界の巨人アルフレッド・マーシャルの業績を記念するため、その高弟エー・シー・ビグー教授が編纂、發行したものである。その收むるところ、遺稿中の重要な文獻十數篇を主とし、加ふるにビグー教授の回顧録、ジェー・エム・ケーンズ氏のマーシャル傳その他親しく故人の教へを受け、現に單り英國に於てのみならず全世界の學界に名を競ふ經濟學者數氏の筆に成る恩師を偲ぶ文獻數篇を以てしてゐる。當に經濟學の研究に志す學徒に取つて必讀の書たるのみならず、一個の人格として偉人が印せる足跡を辿る意味に於て、一般讀書子に取つても亦悉く金玉の文字たるを失はぬであらう。

大坂市西區阿波堀通四丁目

株式會社

大阪實業館

不許複製

大正十一年六月十五日創刊
昭和二年四月十三日印刷
昭和二年四月十五日發行

大阪府此花區上福島北二丁目
關西大學學報局

編輯兼發行人 辰巳經世

印刷者 飯田彌之助

印刷所 大坂市西區土佐堀通四丁目五番地

發行所 關西大學學報局

大阪府此花區上福島北二丁目

福島學舍

關西大學

大阪府此花區上福島北二丁目

電話 土佐堀(一〇四九)

大阪府外千里山

電話 吹田(一一三)

千里山學舍

關西大學

電話 吹田(一一三)

關西大學教授 宮島綱男先生著

經濟學原理

(卷上)

菊池三郎 總編輯
紙數約三百七十頁
印刷像數
金拾圓五拾錢
送料
定額
金拾圓八錢

下卷近々發行

著者が其透徹せる推理力と豊富なる語學力とを以て研讀潜思幾年の後遂に成つたもの即ち本書である。堂堂一般經濟の原理を論じて照合するところ古今東西の史實、學說に亘り而かも之が嚴精なる批判檢討を通して導き出だせる結論を更に一步現代の經濟事實に近附けたる點に於いて學界稀に見るの好著である。行文

平明にして正確、敘述亦繁簡其宜しきを得て經濟學を正しく理解し現時行はるる諸種の學說に對して相當の批判力を得る爲めには先づ第一に讀まるべき書物である。加ふるに各節末には詳細なる參考書目を掲げて讀者將來の研究に便し書中引用するところの學說に關係深き學者の肖像を十數葉の鮮麗な

增訂第三版

コロタイプ版として挿み裏面に其傳記を附して、學說と時代の交渉並びに學說夫れ自身の印象を一層深からしめんと努めてゐる。蓋し經濟學史としても一の纏つた好參考書である。尙ほ本版には書中引用せる學者のインデックスを付し且つ第一、第二版に洩れたる又は其後公刊せられたる參考書の目録を増補した。敢へて大方に奨む。

東京市神田區錦町一丁目二番地

發行所 瞭文堂

東京東區三番一〇三番手電一〇一〇番

大阪府西區阿波堀通四丁目

發行所 大阪株式會社 大阪實業館

大阪實業館 株式會社 大阪實業館

大阪實業館 株式會社 大阪實業館

晝間部

甲種認可指定五ヶ年制

入學(尋小卒ヨリ) 各學年補缺若干名

生徒募集

甲種 北陽商業學校

電話 北七五七五番

夜間部

甲種認可指定本科四ヶ年制

入學(高小卒又ハ) 資格(同程度ヨリ) 各學年補缺若干名

銀行會社商店委託生ハ無試験

大阪市東區淀川路町 (新大阪電車天神橋六丁目ヨリ約五分淡路下車)

本科

(五ヶ年制) 各學年補缺若干名

文部省認定

淀の水高等女學校

電話 土佐堀 四二一番

家政科

(四ヶ年制) 各學年補缺若干名

大阪市此花區西島町淀川河畔(市電恩貴島停下車北へ)

學則郵券二錢要ス

關西大學講師 木下孫一先生著

最新日本憲法論

▽近日中に出来發行の豫定△

本書は關西大學専門部に於て憲法講座を擔任して夙に令聞ある著者が、多年研究の結果である講義の草稿を基礎とし、更に幾多の改訂を施し公刊せられたものである。觀察周到、行文簡潔、斯法の原理を闡明して餘蘊なし特に著者が意を注げるは、本書を以て各種高等試験受験者絶好の参考書たらしめんとせし點にあり、學生諸氏は素より汎く研學の士に推奨す。

發行所
東京市神田區猿樂町二番地
嚴松堂書店 株式會社
電話四九五四番・振替東京六五五番

訂正第二版出版來

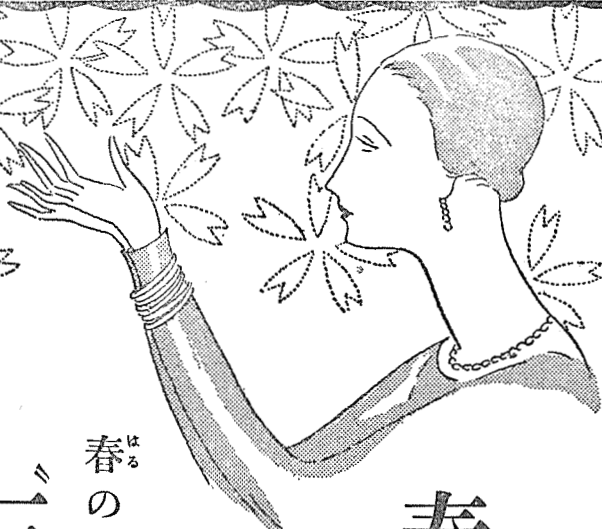
著者は曾つて實際に算盤をとつて實業界に活動し、或ひは陸軍將校實業講習會に於いて珠算を講じたることありしのみならず現に關西甲種商業學校、關西大學第二商業學校及び北陽商業學校に於いて珠算科を受持ち令名ある人、多年に亙る經驗と研鑽の結果を傾けてここに本書をなす。編を分つこと七、苟くも珠算に關することにして細大説いて盡さざるなく、加之、附録として多數の練習問題を掲げ以つて教授並びに獨習の便に供す。蓋し教科書として將又一般参考書として良著の最たるを失はず、敢へて江湖に薦む。

發行所
東京市神田區錦町一ノ二
文堂
電話五〇四番・振替東京一〇三六番

珠算要義

田川七郎先生著

菊版總クロース製
紙數約二百七十頁
定價金壹圓參拾錢



春の流行品は

三越へ

春の巷に………
……氣持よいこの言葉

麗らかな春
花は咲く
流行の春

春! 春! 春!

三越呉服店

◇ 阪 大 ◇

關西大學ガウン 御制定に就て

關西大學に於て學位服、教授服、學生服等御制定のため、その當局よりこれが調査研究方御下命を蒙り、同大學の一員として特派せられたる形式によりて弊店主長谷爲五郎事一九二三、四年に亘り英・米・佛・獨白・蘭・澳・伊・瑞等の各國を視察し彼の地著名の大學に於ける服制を比較考察の上歸朝復命致し置き候

然るに今回同大學に於て愈それ等服制御制定相成候に付てはこれが調

製方を弊店に特定せらるるの思命に浴したる事誠に望外の光榮として深く感激罷在候次第に御座候

御承知の通り本邦より服制その他の制度に付て取調のため世界の各大學に人を特派歴訪せしめたることは從來その例尠く單り我が關西大學あるのみ、而してその高邁なる信用は實に我が帝國の大學を代表するものにして、不敏店主その選に當り僅かに使命を辱

めざりしものは又實に海外に於ける同大學の絶大なる信用こそその當局の大きな御指導の賜に外ならず候

爾來技術部に大改善を加へ準備萬端整齊致し居候卒業生その他關係各位の

御用命を奉待候



關西大學
關西甲種商業
關西大學第二商業
御指定

ガウン及紳士服専門

長谷屋洋服店

大阪市上本町六丁目
電話南五二一番